

学 生 便 覧

キャンパスライフ

平成30(2018)年度

平成30(2018)年度

九州工業大学大学院生命体工学研究科

目 次

I. 生命体工学研究科の概要	1
II. 履修の手引き	3
III. 履修上の基準	6
IV. 学位論文の提出及び最終試験	7
V. 諸規則等	8
(1) 国立大学法人九州工業大学学則	8
(2) 九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程	3 8
(3) 九州工業大学大学院生命体工学研究科学修細則	4 2
(4) 九州工業大学学位規則	5 5
(5) 九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の 学位審査に関する取扱内規	7 0
(6) 九州工業大学大学院生命体工学研究科学位論文審査基準	7 7
(7) 九州工業大学学生交流に関する規則	7 8
(8) 九州工業大学情報システム利用規程	8 4
VI. 諸願届及び手続きについて	9 0
VII. 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ	9 8
VIII. 附属図書館利用案内	1 0 0

国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー

1. 基本方針について

国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）は、本学の学生及び卒業生その他本学の受験者等の個人情報の保護・管理の重要性から、次の方針に基づき、個人情報を取り扱います。

（１）法令遵守

本学は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令を守ります。

（２）個人情報の取得・保有

本学は、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。個人情報を取得するときは、その利用目的を明示します。

（３）個人情報の管理

本学は、個人情報の漏えい、紛失、改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

（４）個人情報の開示等請求

本学は、本人から個人情報の開示、訂正、利用停止の請求があった場合は、適切に対応します。

2. 取得する個人情報の利用目的について

本学は、必要に応じて個人情報を収集する際には、その利用目的を明らかにし、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な範囲に限定し、適切に取り扱います。

3. 第三者への提供について

個人情報は次に掲げるもののほか、本人の同意を得ないで第三者に提供することはありません。

（１）法令に基づいて個人情報を取扱う場合

（２）人の生命、身体又は財産の保護のため必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合

（３）国・地方公共団体等に協力する必要がある場合

（４）在学生及び卒業生の個人情報について、大学が特に必要と認め、あらかじめ印刷物、掲示等により本人に周知した場合

なお、本人から第三者への提供を停止するよう申し出があった場合は、速やかに対処する。

4. 同窓会への個人情報の提供について

在学生及び卒業生の個人情報を、学生支援活動円滑化等の目的で同窓会（明専会）へ提供します。

大学院生命体工学研究科

学 生 便 覧

平成30年度 生命体工学研究科学年暦

区 分	事 項	期日又は期間
前期 (第1・第2 クォーター) 4月 1日(日) ~ 9月30日(日)	・春季休業	4月 1日(日) ~ 4月 3日(火)
	・入学式	4月 4日(水)
	・新入生オリエンテーション	4月 5日(木)
	・新入生学生定期健康診断	4月 7日(土)
	・第1クォーター授業期間	4月 6日(金) ~ 6月 7日(木)
	・履修登録期間	4月 6日(金) ~ 4月12日(木)
	・履修登録修正期間	4月13日(金) ~ 4月17日(火)
	・開学記念日	5月28日(月)
	・第1クォーター授業調整期間	5月 1日(火), 6月 6日(水)
	・第2クォーター授業期間	6月 8日(金) ~ 8月 9日(木)
	・履修登録修正期間(第2クォーター)	6月 8日(金) ~ 6月15日(金)
	・第2クォーター授業調整期間	7月12日(木), 8月 3日(金) 8月 7日(火), 8月 8日(水)
	・夏季休業	8月10日(金) ~ 9月28日(金)
	・第3クォーター授業期間	10月 1日(月) ~ 12月 5日(水)
後期 (第3・第4 クォーター) 10月 1日(月) ~ 3月31日(日)	・履修登録及び登録修正期間	10月 1日(月) ~ 10月 5日(金)
	・第3クォーター授業調整期間	10月 9日(火), 11月22日(木) 11月27日(火), 11月28日(水) 12月 3日(月), 12月 5日(水)
	・第4クォーター授業期間	12月 6日(木) ~ 2月20日(水)
	・履修登録修正期間(第4クォーター)	12月 6日(木) ~ 12月12日(水)
	・冬季休業	12月25日(火) ~ 1月 4日(金)
	・大学入試センター試験	1月19日(土) ~ 1月20日(日)
	・第4クォーター授業調整期間	2月15日(金), 2月19日(火), 2月20日(水)
	・学位記授与式	3月25日(月)

※各クォーターの授業期間には、授業調整期間を含む。

※開学記念日は、平日の場合、通常授業を行う。

※新入生以外の学生定期健康診断の日程は別途通知する。

I. 生命体工学研究科の概要

1. 概 要

資源・エネルギー問題、環境問題、人間と機械の親和性欠如などの現代社会の諸問題を解決し、人間と自然が一つの循環の中で共存し、機械が人間に近づくことにより複雑な機械を自在に使用できる人間を中心とした社会を創る必要性が高まっている。本研究科は生命体の持つ、省資源・省エネルギー、環境調和、人間と機械の親和性などの優れた生命原理に基づく機能を工学的手段で実現するという、生命体工学と名づけた新しい学問分野の確立を目指す。生命体工学は実現手段としての工学・情報工学とこれらに新しいシーズを提供する生命科学が交差する学際的な境界領域である。物質原理及び情報原理に基づく機能が相互に関連する点が生命体の特徴である。諸機能を系統的に捉えて実現する技術を身につけた生命科学を応用するシステム技術者を初めて組織的に養成し、新産業の創成及び産業の再活性化に貢献する。

また、社会と連携して社会のニーズに応えることにより、現代社会の諸問題を解決し、自然との持続的な調和に貢献できるグローバル人材の養成及び研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図ろうとする人材を養成します。

2. 生命体工学研究科の構成

生命体工学研究科は、博士前期課程及び博士後期課程で構成される。

博士前期課程においては、生体の持つ機械的、電気的、物質的機能を教育研究の対象とする生体機能応用工学専攻と、人間知能の原理を知的システムや知能情報処理として工学的に実現することを教育研究の対象とする人間知能システム工学専攻からなる。

博士後期課程においては、博士前期課程の2専攻を統合した専攻で構成され、自分の研究分野だけでなく、関連他分野も教育研究の対象とする生命体工学専攻からなる。

生体機能応用工学専攻では、省資源・省エネルギー、環境調和、人間調和を実現するさまざまな新技術を生命体機能の導入によって実現するため、生体の運動機能、生体のシステム化機能、生体の物質変換機能に着目し、その工学的実現を図る。

人間知能システム工学専攻では、自律ロボットや知的デバイスなどの知的機械システムの研究、人間知能の原理からの発想を取り入れた知能アルゴリズムや知的情報システムの研究、人間の知能や社会的活動を、脳科学、認知科学の実験的知見、数理モデル解析から解明する研究を行い、人間知能原理から発想を得た情報処理機能の工学的実現を図る。

博士後期課程の生命体工学専攻では、博士前期課程の2専攻の教育研究内容を統合したものとなっている。

生命体工学研究科を構成する講座

専攻 講座	博士後期課程 生命体工学専攻	
	博士前期課程 生体機能応用工学専攻	博士前期課程 人間知能システム工学専攻
基幹講座	グリーンエレクトロニクス 生体メカニクス 環境共生工学	人間知能機械 人間知能創成 人間・脳機能
協力講座	生体適応システム	
連携講座	グリーンテクノロジー	ヒューマンテクノロジー

基幹講座は本研究科に専属する教員で構成され、協力講座は本研究科以外に本学の工学部あるいは情報工学部に所属する教員で構成されている。基幹講座に所属する学生は、教員の属する研究室で研究指導を受け、協力講座に所属する学生は、教員の属する本研究科の研究室あるいは工学部／情報工学部の研究室で研究指導を受ける。連携講座では、産業界の研究所等の研究者が教員を努める。連携講座に所属する学生は、原則として教員が所属する学外の研究機関で研究指導を受けることになる。

3. 生命体工学研究科の教育目標

生命体特有のエネルギー変換機構、物質構造、情報処理機能などを解明し、それらを工学的に実現する研究を推進するとともに、生命体の優れた機能を活用した新技術を開発することのできる人材を養成する。

- ① 博士前期課程では、生命体工学に関する専門知識を備え、課題を論理的に分析し解決することのできる能力を得させることを目的とする。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、生命体工学に関するより深い学識を有し、自ら課題を発見し自立して革新的な技術を創出することのできる能力及び社会性、グローバル性を養成することを目標とする。

生体機能応用工学専攻

主に、生命体の構造、物質・エネルギー変換などの生体機能を工学的に特化・整理するための教育研究を行う。第一は生体組織の力学特性と流動、エネルギー移動、第二は生体運動の電子制御の基礎となる事柄、第三は代謝による生物物質反応機構のシステム化である。これらの教育研究をとおして、資源・エネルギーの効率的利用、生理的ゼロエミッション、生体模擬デバイス・システム、医療機関とのタイアップによるメディカルエレクトロニクス、人工臓器、介護福祉機器などの開発技術を身につけた技術者、研究者、企業家を育成する。

人間知能システム工学専攻

主に、感覚、記憶、学習、運動制御などの脳の優れた機能原理及びその工学的応用について教育研究を行う。第一は生物の神経細胞における情報処理の仕組み。第二は外界との相互作用をつかさどる感覚受容機能や運動制御機能、第三は理論及び実験の両面からの学習・記憶機能、第四は学習をはじめとする脳の基礎となる数理的情報処理、第五は人間や高等動物の認知的特性、第六は学習機能を持つ計算機やロボットの構築及び構成要素となる神経集積回路である。これらの教育研究をとおりて、多様な工学分野や基礎科学分野で、脳型の情報処理技術や理論を実践する技術者、研究者、企業家を育成する。

生命体工学専攻

主として研究している専門分野のことだけでなく、関連他分野を含めて研究目的を高い位置から俯瞰し、社会からの要請を達成するために必要な見識を持てる研究者、技術者、企業家を育成する。

Ⅱ．履修の手引き

1. 教育課程

(1) 博士前期課程

生命体工学研究科生体機能応用工学専攻及び人間知能システム工学専攻のカリキュラムは次の3部門から構成されており、これに基づき開設する授業科目、単位数、選択・必修の別、及び授業年次は別表1（39頁）のとおりである。

幅広い異分野出身の学生を対象に、各専攻が必要とする学部レベルの入門的導入科目を教育する。

a. 共通科目

両専攻に共通の科目である。社会と技術、生命体工学セミナー等、産業界との継続性が円滑になるような教育する。また、グリーンテクノロジー概論及び人間知能システム概論により、生命体工学の目指すものについて教育する。

b. 実践科目

英語に関する講義。インターンシップからなる、グローバル化及び社会適応力強化を教育する。

c. 専門科目

生体機能応用工学分野と人間知能システム工学分野を対象とした専門的教育をする。

(2) 博士前期課程は、講究（2単位）及び特別実験（6単位）が必修である。博士前期課程の生体機能応用工学専攻においては、生体機能応用工学講究（2単位）及び

生体機能応用工学特別実験（6単位）が必修である。

また、博士前期課程の人間知能システム工学専攻においては、人間知能システム工学講究（2単位）及び人間知能システム工学特別実験（6単位）が必修である。

（3） 博士後期課程は、生命体工学特別演習（6単位）が必修である。

2. 指導教員及び副指導教員

- （1） 大学院入学の際、各学生に指導教員及び副指導教員（以下、「指導教員」という。）が定められる。
- （2） 指導教員は、授業科目の履修、学位論文の作成指導等、学生の在学中における学業に関して指導する。
- （3） 学修上必要な場合は、指導教員を変更することがある。

3. 履修

- （1） 学生は、指導教員の指導のもとに特定の分野を定めて、それに必要とする授業科目を履修すること。
- （2） 学生は、履修科目について指導教員と相談し、半期ごとに履修しようとする授業科目を決定して、所定の履修期間内に教務情報システムにより届け出なければならない。
- （3） 授業科目の試験の成績は、秀又はA、優又はB、良又はC、可又はD及び不可又はFの評語をもって表示し、秀又はA、優又はB、良又はC及び可又はDを合格とする。また、授業科目の単位は、授業科目の履修の上、授業時間数の3分の2以上を出席し、かつ試験に合格したものに与えられる。なお、既修得単位の取消し及び更新はできない。

4. 修了要件

- （1） 修了要件は次のとおりとする。

① 前期課程

本大学院の前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

ただし、在学期間に関しては、大学院生命体工学研究科の在学期間を短縮して修了させる場合の申し合わせの要件を充足した者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。博士前期課程に4年を超えて在学することはできない。

② 後期課程

本大学院の後期課程に3年以上在学し、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了したものにあっては、当該

課程における2年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。博士後期課程に6年を超えて在学することはできない。

なお、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上退学した者が退学時から1年以内に論文審査の申請をする場合は、課程申請者として扱う。

(2) 本研究科を修了した者については、次の学位を授与する。

博士前期課程 修士(工学)又は修士(情報工学)又は修士(学術)

博士後期課程 博士(工学)又は博士(情報工学)又は博士(学術)

- ① 学位の選択に当たっては、課程のはじめに指導教員とよく相談し、その上で適切な科目を履修するようにすること。

Ⅲ. 履修上の基準

学生は、次の履修基準表に従って履修し、修了要件単位の充足に努めること。

なお、授業科目及び単位数は別表 1（39 頁）のとおりである。

大学院生命体工学研究科履修基準表

生体機能応用工学専攻

授業科目		履 修 基 準
共 通 科 目		4 単位以上
実 践 科 目		3 単位以上
専 門 科 目		13 単位以上
演習	講 究	2 単位
	特別実験	6 単位
修 了 要 件 単 位		30 単位以上

人間知能システム工学専攻

授業科目		履 修 基 準
共 通 科 目		4 単位以上
実 践 科 目		3 単位以上
専 門 科 目		13 単位以上 必修科目「インタラクティブセミナー」を取得すること。
演習	講 究	2 単位
	特別実験	6 単位
修 了 要 件 単 位		30 単位以上

生命体工学専攻

授業科目		履 修 基 準
専 門 科 目 及び 実 践 科 目		実践科目及び専門科目から 6 単位以上
特 別 演 習		6 単位
修 了 要 件 単 位		12 単位以上

「注」

- ① 他大学院や他専攻の授業科目を履修し、修得した単位は 10 単位を限度として課程修了に必要な単位として認定することができる。他大学院や他専攻の授業科目の履修を希望するものは指導教員と相談すること。
- ② 博士後期課程修了要件の特別演習を除く 6 単位以上については、本学生命体工学研究科博士前期課程を修了し、引き続き当該博士後期課程に進学した者は、博士前期課程で未履修の科目から修得すること。

IV. 学位論文の提出及び最終試験

- (1) 修士及び博士の学位授与の申請をしようとする者は、下記の規則等の定めるところにより行うこと。

なお、学位論文は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修了見込みの者でなければ提出することはできない。

- ・九州工業大学大学院生命体工学研究科学修細則（42 頁）
- ・九州工業大学学位規則（55 頁）
- ・九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取り扱い内規（70 頁）

V. 諸規則等

(1) 国立大学法人九州工業大学学則

平成19年3月27日

九工大学則第1号

改正 平成19年12月26日九工大学則第2号
平成20年 4月 1日九工大学則第1号
平成22年12月 1日九工大学則第1号
平成23年 6月 1日九工大学則第1号
平成23年 9月 7日九工大学則第2号
平成23年10月 5日九工大学則第3号
平成24年12月 5日九工大学則第1号
平成26年 1月16日九工大学則第1号
平成27年 3月 4日九工大学則第1号
平成28年 2月 3日九工大学則第1号
平成28年 3月 2日九工大学則第2号
平成29年 1月10日九工大学則第1号
平成29年 2月 1日九工大学則第2号
平成30年 1月25日九工大学則第1号

目 次

第1章 大学

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 構成（第2条）
- 第3節 学生定員（第4条）
- 第4節 学年，学期及び休業日（第5条－第7条）
- 第5節 修業年限，在学期間，教育課程，履修方法等（第8条－第15条）
- 第6節 入学，退学及び休学等（第16条－第29条）
- 第7節 卒業及び学位（第30条－第32条）
- 第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，短期訪問学生及び
外国人留学生
（第33条－第37条）

第2章 大学院

- 第1節 目的（第38条）
- 第2節 構成（第39条）
- 第3節 学生定員（第41条）
- 第4節 学年，学期及び休業日（第42条）
- 第5節 修業年限，在学期間，教育課程，履修方法等（第43条－第57条）

- 第6節 入学，退学及び休学等（第58条－第68条）
- 第7節 修了及び学位（第69条－第72条）
- 第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生，
短期訪問学生及び外国人留学生（第73条－第78条）
- 第3章 授業料，入学料及び検定料（第79条－第86条）
- 第4章 賞罰（第87条・第88条）
- 第5章 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設（第89条）
- 第6章 特別の課程（第90条）
- 第7章 公開講座（第91条）
- 第8章 雑則（第92条）
- 附則

第1章 大学

第1節 目的

（大学の目的）

第1条 九州工業大学（以下「本学」という。）は，工学に係る専門の学芸を教授研究するとともに，開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」，すなわち，幅広く深い教養及び総合的な判断力並びに豊かな人間性を涵養し，科学・技術に精通した有為な人材の養成を通じて，文化の向上及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 構成

（学部及び学科）

第2条 本学に，次の学部を置く。

（1）工学部

「ものづくり」を基盤とした工学系分野において，豊かな教養，技術者倫理及びコミュニケーション力を備え，科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し，国際的に活躍できる専門技術者の養成を目的とする。

（2）情報工学部

情報を基軸とする科学技術分野において，高度な専門技術を身につけて情報化社会をリードし，国際的に通用する能力に加え，科学技術の進歩に対応できる基礎技術力を有し，先端的な技術開発を推進できる専門技術者の養成を目的とする。

2 工学部に，次の学科を置く。

学部	学科
工学部	建設社会工学科
	機械知能工学科
	宇宙システム工学科
	電気電子工学科
	応用化学科
	マテリアル工学科

情報工学部	知能情報工学科
	情報・通信工学科
	知的システム工学科
	物理情報工学科
	生命化学情報工学科

- 3 各学科の目的については、別に定める。
- 4 学部に、寄附講座を置くことができる。
- 5 寄附講座については、別に定める。

第3条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次 編入学 定員	収容定員
工学部	建設社会工学科	80	1	322
	機械知能工学科	136	7	558
	宇宙システム工学科	55	2	224
	電気電子工学科	126	8	520
	応用化学科	74	1	298
	マテリアル工学科	60	1	242
	計	531	20	2, 164
情報工学部	知能情報工学科	93	7	386
	情報・通信工学科	93	9	390
	知的システム工学科	94	9	394
	物理情報工学科	65	5	270
	生命化学情報工学科	65	5	270
	計	410	35	1, 710
合計		941	55	3, 874

第4節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

(休業日)

第7条 休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 開学記念日 5月28日
 - (4) 春季休業日
 - (5) 夏季休業日
 - (6) 冬季休業日
 - (7) 臨時休業日
- 2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、年ごとに定める。
 - 3 臨時休業日は、その都度定める。
 - 4 休業日であっても、授業等を行うことがある。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は、4年とする。

- 2 在学期間は、8年を超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、編入学及び転入学した者は、個々に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 4 第22条の規定により再入学した者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第2項に定められた期間を超えることができない。
- 5 第35条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程、授業の方法等)

第9条 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 5 卒業に必要な単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第3項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第4項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

7 教育課程、授業科目、履修基準及び履修方法は、別に定める。

(単 位)

第 10 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習 1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技 3 0 時間から 4 5 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部の教授会の審議を経て、学長が単位数を定める。

(単位の授与)

第 11 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 前条に規定する単位は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。

3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(他の学部における授業科目の履修)

第 12 条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 13 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前 2 項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 13 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 14 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(他の大学等の単位の認定)

第15条 第13条から第14条までの規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位(編入学及び転入学の場合を除く。)を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者の選考)

第18条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学の許可)

第19条 前条により選考された者で所定の手続きを行った者に入学を許可する。

- 2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第86条第1項に定める入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者に入学を許可する。

(入学の宣誓)

第20条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者

- (2) 法第58条の2の規定による高等学校の専攻科の課程を修了した者
- (3) 大学を卒業した者又は法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (6) 外国において、前5号のいずれかに相当する課程を修了した者
- (7) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 前項の規定により、編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て、学長が定める。

(再入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一学科（学科名称を変更した学科を含む。）に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学部の教授会の審議を経て、学長が相当年次に再入学を許可することがある。

(1) 第25条による退学者

(2) 第29条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(転入学)

第23条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者が、当該大学の承認を得て、本学への転入学を願い出たときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(他の学部及び学科への移籍)

第24条 他の学部又は学科への移籍を願い出た者については、関係学部の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(願い出による退学、転学)

第25条 退学、転学しようとするときは、願い出て許可を得なければならない。

(留 学)

第26条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入することがある。

(休学、復学)

第27条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第28条 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除 籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条第2項及び第3項に規定する在学期間を満了して、なお卒業できない者
- (3) 第28条第1項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 成業の見込みがないと認められる者
- (5) 第19条第2項に定める者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (6) 死亡した者

- 2 前項のうち、第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者にあつては、当該学部長からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第30条 卒業の要件は、第8条に定める修業年限以上在学することのほか、別に定める。

(早期卒業の要件)

第30条の2 前条の規定にかかわらず、本学の定める単位を優秀な成績で修得したものは、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第31条 本学の卒業の要件を満たす者に、卒業を認め学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第32条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第33条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第34条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考の上、聴講生として入学を許可する。

- 2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第35条 本学において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条 他の大学又は高等専門学校（国内及び外国の相当の学校を含む。以下この項において「大学等」という。）の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

（短期訪問学生）

第36条の2 他の大学又は外国の大学の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第37条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 目的

（大学院の目的）

第38条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって、わが国の産業の発展と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

第2節 構成

（学府及び研究科）

第39条 大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。

（1）工学府

「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において、グローバル社会で活躍する高度専門技術者の養成を目的とする。

①博士前期課程では、工学部の素養と能力に加え、深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力、並びに多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有する人材を養成する。

②博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、複数分野の深い専門知識を有し、異分野を融合してイノベーションを創出でき、国際協働プロジェクトにおいてリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

（2）情報工学府

コンピュータと情報システムを基盤とし、さまざまな産業分野や人間生活に資する高度な技術開発や創造性豊かな研究に携わる人材の養成を目的とする。

①博士前期課程では、情報科学・工学の知識を基礎とし、問題を発見し解決する能力及び論理的なコミュニケーション能力を身に付けた上で、各専門分野で活躍できる能力を有する人材を養成する。

②博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、実践的な研究開発の経験に基づき、深い専門知識と高い志をもって自立して活躍できる能力を有する人材を養成する。

(3) 生命体工学研究科

分野融合型の先進的な研究及び分野横断型の教育を行い、社会と連携することにより、社会に対する深い理解と知識を持ち、実践的に活躍できる高度専門技術者の養成を目的とする。

①博士前期課程では、現代社会のニーズである省資源、省エネルギー及び環境調和のための工学技術、並びに人間や社会を支える知能ロボット、知的情報システム、福祉システム等を実現するため、生物や人間の持つ機能・原理・構造を解明し、それらを工学的に実現・応用することを通し、人々と連携して新しい社会の創造に貢献できる能力を持つ人材を養成する。

②博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図る能力を有する人材を養成する。

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専攻	課程の別
工学府	機械知能工学専攻	博士前期課程
	建設社会工学専攻	
	電気電子工学専攻	
	物質工学専攻	
	先端機能システム工学専攻	
	工学専攻	博士後期課程
情報工学府	先端情報工学専攻	博士前期課程
	学際情報工学専攻	
	情報創成工学専攻	
	情報工学専攻	博士後期課程
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	博士前期課程
	人間知能システム工学専攻	
	生命体工学専攻	博士後期課程

3 各専攻の目的については、別に定める。

4 学府等に、寄附講座を置くことができる。

5 寄附講座については、別に定める。

第40条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学府	機械知能工学専攻	78	156		

	建設社会工学専攻	39	78		
	電気電子工学専攻	59	118		
	物質工学専攻	51	102		
	先端機能システム工学専攻	34	68		
	工学専攻			17	51
	計	261	522	17	51
情報工学府	先端情報工学専攻	60	120		
	学際情報工学専攻	90	180		
	情報創成工学専攻	45	90		
	情報工学専攻			14	42
	計	195	390	14	42
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	65	130		
	人間知能システム工学専攻	57	114		
	生命体工学専攻			36	108
	計	122	244	36	108
合計		578	1,156	67	201

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第42条 大学院の学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第43条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、博士前期課程の標準修業年限は、2年を超えることがある。

4 第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることがある。

5 大学院の在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

6 前項の規定にかかわらず、第3項及び第4項並びに第62条の規定により入学を許可さ

れた者の在学期間は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

7 第45条の規定により長期履修を認められた者の在学期間は、第5項に規定する在学期間に博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を加えた期間を超えることができない。

8 第61条の規定により再入学を許可された者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第5項に定められた期間を超えることができない。

9 第75条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程の編成方針)

第44条 学府、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第45条 大学院において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その長期履修を認めることがある。

2 長期履修を認められた者は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

3 長期履修の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第46条 大学院に、教授又は研究指導を担当する教員を置く。

2 前項に規定する教員の資格に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第47条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(授業の方法等)

第48条 授業は、第9条の規定を準用するほか、研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画について、別に定める。

(単位)

第49条 大学院の授業科目の単位の計算方法は、第10条第1項の規定を準用する。

(単位の授与)

第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告により合格した者には、所定の単位を与える。

2 前条に規定する単位は、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。

3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第51条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うもの

とする。

2 学位論文の審査及び最終試験は、学府等の教授会が行う。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、学府等の教授会の審議を経て、他の研究院、他の研究科、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（教育方法の特例）

第52条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

（成績評価の基準等）

第53条 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準は、学府等ごとに定める。

（他の学府等における授業科目の履修）

第54条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学府等の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学府等の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学院等における授業科目の履修及び研究指導）

第55条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、学生に当該大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第56条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学、他の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学において修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

（他の大学院等の単位の認定）

第57条 第55条及び第56条の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、それぞれ10単位（転入学の場合を除く。）を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

（入学の時期）

第58条 入学の時期は、第16条の規定を準用する。ただし、学年の途中においても、学

期の区分に従い又は学期の途中に学生を入学させることがある。

(入学資格)

第59条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）に相当する学位を授与された者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓)

第60条 入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓は、第18条から第20条までの規定を準用する。

(再入学)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一分野の専攻に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学府又は研究科の教授会の審議を経て、学長が再入学を許可することがある。

- (1) 第64条による退学者
- (2) 第68条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

(転入学)

第62条 次の各号のいずれかに該当する者が、当該大学院の研究科長又は学長の承認を得て、大学院の同一分野の専攻に転入学を願い出たときは、選考の上、転入学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

(他の学府、研究科及び専攻への移籍)

第63条 他の学府、研究科及び専攻への移籍を願い出た者については、関係学府等の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の履修方法等については、別に定める。

(願い出による退学、転学)

第64条 願い出による退学又は転学は、第25条の規定を準用する。

(他の大学院等への留学等)

第65条 第55条の規定に基づき、他の大学院における授業科目を履修しようとする者及び研究指導を受けようとする者並びに外国の大学院に留学しようとする者は、学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければな

らない。

- 2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は、第43条に規定する修業年限に算入することができる。

(休学、復学)

第66条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

- 2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

- 3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第67条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認めるときには、1年に限り延長することを認めることがある。

- 2 休学期間は、通算して、博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を、それぞれ超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除 籍)

第68条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第43条第5項から第8項に規定する在学期間を満了して、なお修了できない者
- (3) 第67条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 成業の見込みがないと認められる者
- (5) 第60条により第19条第2項の規定を準用された者で、納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者
- (6) 死亡した者

- 2 前項のうち、第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者にあつては、当該学府長等からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 修了及び学位

(博士前期課程の修了の要件)

第69条 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める場合は、当該標準修業年限）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第43条第2項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了の要件)

第70条 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に

合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 第43条第4項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程の在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者又は専門職学位の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第71条 博士前期課程の修了の要件を満たす者に、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了の要件を満たす者に、博士の学位を授与する。

3 学位の授与については、別に定める。

（教育職員免許状等）

第72条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、短期訪問学生及び外国人留学生

（研究生）

第73条 大学院において、特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

（聴講生）

第74条 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第75条 大学院において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第76条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第77条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、研究指導を受けようと志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れる。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第77条の2 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第78条 外国人留学生については、第37条の規定を準用する。

第3章 授業料、入学料及び検定料

(検定料等の額)

第79条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号。以下「費用省令」という。）に定める標準額と同額とする。

2 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料、入学料並びに授業料については、別に定める。

3 第45条の規定により長期履修を認められた者の授業料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第80条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2学期に分けて納付させる。

区分	納期
前期	4月1日から4月30日まで
後期	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があれば、後期授業料については、前期授業料と合わせて納付させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があれば、入学年度の前期又は前期及び後期授業料については、入学を許可するときに納付させることができる。

(復学等の場合の授業料)

第81条 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者の授業料は、復学又は入学した月から当該学期末までの額を、復学又は入学した月に納付させる。ただし、第6条第2項の規定により、後期の開始日が10月1日前となる場合で、当該後期の開始日に復学又は入学するときは、復学又は入学当月の分を免除する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第82条 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は、卒業する見込みの月までの額を納付させる。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第 8 3 条 前期又は後期の中で退学し、又は除籍された者の授業料は、当該学期分を納付させる。

2 停学期間中の授業料は、納付させる。

(休学の場合の授業料)

第 8 4 条 第 8 0 条第 1 項に規定する授業料の納期期間（以下「納期期間」という。）前に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

2 納期期間中に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

3 休学を許可され、又は命ぜられた日が当該期の納期期間経過後の場合は、当該期の授業料全額を納めなければならない。

(既納の検定料等)

第 8 5 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、次の各号の一に該当する場合を除き、還付しない。

(1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入試センター試験の受験科目の不足等により出願資格のない者であることが判明したとき 費用省令第 4 条に定める第 2 段階選抜標準額

(2) 第 8 0 条第 2 項の規定により授業料を納付した者が、前期中に、休学若しくは退学したとき又は除籍されたとき若しくは退学を命じられたとき 後期授業料

(3) 第 8 0 条第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 3 1 日までに入学を辞退したとき 前期又は前期及び後期授業料

(入学料及び授業料の免除又は徴収の猶予)

第 8 6 条 経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるときは、入学料の全額若しくは半額を免除又は徴収猶予することがある。

2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事由があると認められる場合は、授業料の全額若しくは半額を免除又は徴収を猶予することがある。

3 前 2 項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 賞罰

(表 彰)

第 8 7 条 優秀な学業成績を修め、又は模範となる行為のあった学生に対しては、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第 8 8 条 次の各号の一に該当する学生は、当該学部又は学府等の教授会及び学生委員会の審議を経て、学長が懲戒する。

(1) 本学の規則に違反した者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設

(学寮，国際交流会館及び福利厚生施設)

第89条 本学に学寮，国際交流会館及び福利厚生施設を置く。

- 2 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設の管理運営その他必要な事項は，別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第90条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することがある。

- 2 特別の課程に関し必要な事項は，別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第91条 社会人等の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第8章 雑則

(その他)

第92条 この学則に定めるほか，必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号）は，廃止する。
- 3 第4条の規定にかかわらず，工学部夜間主コース，情報工学部制御システム工学科，機械システム工学科及び生物化学システム工学科は，当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし，収容定員は，平成19年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学科		収容定員	
		平成１９年度	平成２０年度
工学部	機械知能工学科	５６０	５６０
	夜間主コース	２０	１０
	建設社会工学科	２９２	２９２
	電気工学科	７３２	７３２
	夜間主コース	２０	１０
	物質工学科	６１６	６１６
	夜間主コース	２０	１０
	計	２，２６０	２，２３０
情報工学部	知能情報工学科	３７２	３７２
	電子情報工学科	３７２	３７２
	システム創成情報工学科	３３２	３３２
	機械情報工学科	３３２	３３２
	生命情報工学科	３３２	３３２
	制御システム工学科		
	機械システム工学科		
	生物化学システム工学科		
計		１，７４０	１，７４０
合計		４，０００	３，９７０

- ４ この学則の施行前に定められた本学の規則，規程及び細則等は，この学則により定められたものとみなす。

附 則

この学則は，平成１９年１２月２６日から施行する。

附 則

- この学則は，平成２０年４月１日から施行する。
- 改正後の第２条及び第４条の規定にかかわらず，工学部電気工学科，物質工学科及び工学部夜間主コースは，当該学科・コースの学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし，収容定員は，平成２０年度から平成２２年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成 2 0 年度			平成 2 1 年度			平成 2 2 年度		
		学科 収容 定員	第 3 年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第 3 年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第 3 年次 編入学 収容 定員	収容 定員
工学部	機械知能工学科	545	10	20	550	40	2, 192	555	40	2, 178
	夜間主コース	10								
	建設社会工学科	299	306		313					
	電気工学科	549	366		183					
	夜間主コース	10								
	電気電子工学科	130	260		390					
	物質工学科	462	308		154					
	夜間主コース	10								
	応用化学科	70	140		210					
	マテリアル 工学科	60	120		180					
	総合システム 工学科	51	102		153					
	計	2, 196	30	2, 226	2, 152	40	2, 192	2, 138	40	2, 178
情報工学部	知能情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372
	電子情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372
	システム創成情報 工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	機械情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	生命情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	計	1, 640	100	1, 740	1, 640	100	1, 740	1, 640	100	1, 740
	合計	3, 836	130	3, 966	3, 792	140	3, 932	3, 778	140	3, 918

- 3 改正後の第 3 9 条及び第 4 1 条の規定にかかわらず、工学研究科及び情報工学研究科は、当該研究科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成 2 0 年度から平成 2 1 年度までは次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

専攻		収容定員
		平成20年度
工学研究科	機械知能工学専攻	58
	建設社会工学専攻	29
	電気工学専攻	69
	物質工学専攻	46
	機能システム創成工学専攻	31
	計	233
工学府	機械知能工学専攻	78
	建設社会工学専攻	39
	電気電子工学専攻	59
	物質工学専攻	51
	先端機能システム工学専攻	34
	計	261
情報工学研究科	情報科学専攻	75
	情報システム専攻	48
	情報創成工学専攻	27
計		150
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	31
計		175
生命体工学研究科	生体機能専攻	121
	脳情報専攻	108
計		229
合計		1,048

(2) 博士後期課程

専攻		収容定員	
		平成 20 年度	平成 21 年度
工学研究科	機械知能工学専攻	6	3
	建設社会工学専攻	4	2
	電気工学専攻	14	7
	物質工学専攻	8	4
	機能システム創成工学専攻	26	13
計		58	29
工学府	機械知能工学専攻	4	8
	建設社会工学専攻	2	4
	電気電子工学専攻	4	8
	物質工学専攻	4	8
	先端機能システム工学専攻	3	6
計		17	34
情報工学研究科	情報科学専攻	24	12
	情報システム専攻	16	8
	情報創成工学専攻	16	8
計		56	28
情報工学府	情報科学専攻	6	12
	情報システム専攻	4	8
	情報創成工学専攻	4	8
計		14	28
生命体工学研究科	生体機能専攻	67	62
	脳情報専攻	61	56
計		128	118
合計		273	237

- 4 前 2 項の学生の教育課程及び履修方法等については、この学則に定めるもののほか、工学研究科にかかる事項は工学府教授会の、情報工学研究科にかかる事項は情報工学府教授会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２３年１０月５日から施行する。

附 則

この学則は、平成２４年１２月５日から施行する。

附 則

- １ この学則は、平成２６年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第３９条及び第４１条の規定にかかわらず、第１号に定める学府又は研究科の課程及び専攻は、当該課程及び専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、当該課程及び専攻並びに改正後の専攻の収容定員は、平成２６年度から平成２７年度までは第２号及び第３号のとおりとする。

(1) 学府又は研究科の課程及び専攻

課程	学府又は研究科	専攻
博士前期課程	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻
博士後期課程	工学府	機械知能工学専攻 建設社会工学専攻 電気電子工学専攻 物質工学専攻 先端機能システム工学専攻
	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻 情報創成工学専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻

(2) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成26年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	71
	先端情報工学専攻	55
	学際情報工学専攻	80
	計	350
生命体工学研究科	生体機能専攻	65
	脳情報専攻	57
	生体機能応用工学専攻	65
	人間知能システム工学専攻	57
	計	244
合計		1,116

(3) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成 26 年度	平成 27 年度
工学府	機械知能工学専攻	8	4
	建設社会工学専攻	4	2
	電気電子工学専攻	8	4
	物質工学専攻	8	4
	先端機能システム工学専攻	6	3
	工学専攻	17	34
	計	51	51
情報工学府	情報科学専攻	12	6
	情報システム専攻	8	4
	情報創成工学専攻	8	4
	情報工学専攻	14	28
	計	42	42
生命体工学研究科	生体機能専攻	38	19
	脳情報専攻	34	17
	生命体工学専攻	36	72
	計	108	108
合計		201	201

附 則

- 1 この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず，平成 27 年度の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科	平成 2 7 年度		
		学科収容定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容定員
工学部	機械知能工学科	5 6 0	4 0	2, 1 6 4
	建設社会工学科	3 2 0		
	電気電子工学科	5 2 0		
	応用化学科	2 8 0		
	マテリアル工学科	2 4 0		
	総合システム工学科	2 0 4		
	計	2, 1 2 4	4 0	2, 1 6 4
情報工学部	知能情報工学科	3 5 2	1 7	3 6 9
	電子情報工学科	3 5 2	1 8	3 7 0
	システム創成情報工学科	3 1 2	1 8	3 3 0
	機械情報工学科	3 1 2	1 7	3 2 9
	生命情報工学科	3 1 2	1 5	3 2 7
	計	1, 6 4 0	8 5	1, 7 2 5
合計		3, 7 6 4	1 2 5	3, 8 8 9

附 則

この学則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 9 年 1 月 1 0 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第41条の規定にかかわらず、平成29年度の収容定員は、次のとおりとする。

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成29年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	先端情報工学専攻	115
	学際情報工学専攻	170
	情報創成工学専攻	85
	計	370
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合計		1,136

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部総合システム工学科、情報工学部電子情報工学科、システム創成情報工学科、機械情報工学科及び生命情報工学科は、当該学科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成30年度から平成32年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度			平成31年度			平成32年度		
		学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員
工学部	建設社会工学科	320	40	2,164	320	40	2,164	320	40	2,164
	機械知能工学科	556			552			548		
	宇宙システム 工学科	55			110			165		
	電気電子工学科	516			512			508		
	応用化学科	284			288			292		
	マテリアル 工学科	240			240			240		
	総合システム 工学科	153			102			51		
	計	2,124			2,124			2,124		
情報工学部	知能情報工学科	357	14	371	362	14	376	367	14	381
	電子情報工学科	264	16	280	176	16	192	88	8	96
	システム創成 情報工学科	234	16	250	156	16	172	78	8	86
	機械情報工学科	234	14	248	156	14	170	78	7	85
	生命情報工学科	234	10	244	156	10	166	78	5	83
	情報・通信工学科	93		93	186		186	279	9	288
	知的システム 工学科	94		94	188		188	282	9	291
	物理情報工学科	65		65	130		130	195	5	200
	生命化学情報 工学科	65		65	130		130	195	5	200
	計	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710

(2) 九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程

平成26年3月5日
九工大規程第4号

改正 平成30年1月25日 九工大規程第1号

九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）第2条第3項及び第39条第3項の規定に基づき、学部置く学科及び学府又は研究科に置く専攻における教育研究上の目的に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学科の目的)

第2条 各学科の目的は、別表第1に定めるとおりとする。

(専攻の目的)

第3条 各専攻の目的は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成30年4月1日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

学部	学科	目的
工学部	建設社会工学科	「豊かな生活空間の創造」、「災害に強い社会基盤の建設及び維持管理」に関する知識・技術を習得し、安心と豊かさを実感できる国土、及び安全快適で環境と調和した社会基盤施設や建築物をつくれる、人間性豊かな専門技術者を養成する。
	機械知能工学科	身の回りで起こる様々な自然現象を支配する原理や力学法則を理解し、その知識を活用して人類の幸福や地球・宇宙との共生に役立つ「もの」をつくることができ、また広い視野を持って時代の変化に柔軟に対応できる専門技術者を養成する。
	宇宙システム工学科	宇宙利用を意識して機械工学分野、電気・電子工学分野に立脚した専門知識・理解、独創性豊かな研究・開発のための基盤となる学力を修得させることで、宇宙システムに代表される複雑な工学システムの創生、研究開発、運用を担える専門技術者を養成する。
	電気電子工学科	電気エネルギーの高度利用によって環境調和型社会の形成に貢献するため、次世代のエネルギー、デバイス及び電子システム化技術に通じた専門技術者を養成する。
	応用化学科	高度な機能を有する物質の設計と合成、材料の創製、及びこれらにかかわる高度生産技術の開発を通じて、先端技術の根幹を支える「応用化学」の基本を習得し、環境循環型未来社会に貢献できる専門技術者を養成する。
	マテリアル工学科	鉄鋼、合金、半導体、セラミックス、複合材料等「もの」の性能を決定するマテリアルの構造と性質を科学的に解明し、新しいマテリアルを設計・製造して応用展開する基盤技術、並びに高度な「ものづくり」を実現する金属加工技術の根幹を成す学問領域として、これらの材料の開発・加工・利用とともに、資源、リサイクル及びエネルギー問題にも取り組むことができる専門技術者を養成する。
情報工学部	知能情報工学科	コンピュータサイエンスの専門知識に加え、大量のデータから規則や知識を見出すデータ科学、コンピュータを知的に動作させる人工知能、メディアをコンピュータとの対話に利用するメディア情報学を駆使する能力を身に付け、言葉や映像など様々なメディアを通して、人とコンピュータが協調する新しい情報システムを実現できる高度情報技術者を養成する。
	情報・通信工学科	人・物（センサーやアクチュエータ）が情報を介して相互に連携し協調することにより、あらゆる産業分野のすべての局面での高度なICT（情報通信技術）利活用が実現される次世代スマート社会を支えるために、コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）と通信を深く理解し、総合的な情報システムを設計・開発・運用する能力を持つ技術者を養成する。
	知的システム工学科	情報技術と画像技術、制御技術、機械技術が融合されて構築される、ロボット、インテリジェントカー、スマートグリッド、マイクロ機械などの先進的なシステムの開発によって、人と未来を繋ぐ、社会情報システムや産業活動を生み出していける新たな知的システムを実現できる技術者を養成する。

	物理情報工学科	情報工学と物理工学とを融合した、イノベーションにつながる物理情報工学を学ぶ学科であり、超伝導体や半導体のようなエレクトロニクス材料、生物を含むソフトマター、光技術、ナノテクノロジー、計測技術を含む広義の物性科学・工学分野を対象に、情報工学と物理工学を双方向に利活用し、新たな物性科学・工学分野を切り拓くことができる技術者を養成する。
	生命化学情報工学科	生物学および化学と情報工学の融合をはかり、幅広いバイオ分野すなわち医療・製薬・飲食品・化学・環境・バイオ素材などの領域に、情報工学の知識と技術を活用でき、また、情報工学の発展に寄与できる能力をもち、ヒトに関わる新産業分野を構築することができる人材を養成する。

別表第2（第3条関係）

学府等	課程の別	専攻	目的
工 学 府	博士前期課程	機械知能工学専攻	人類の築いてきた知識及び経験をさらに発展させ、21世紀の循環型社会構築の要請に応えうる高機能、高性能及び高品質の工業製品の設計生産技術を確立することを目指し、機械工学、制御工学、知能工学及び宇宙工学の分野を中心とし、幅広い多様な教育・研究を通して、広い視野を有し、創造性、応用力及び挑戦力に富んだ高度な研究能力や技術開発能力を持つ人材を養成する。
		建設社会工学専攻	人が安全、安心、豊かさ及び潤いを実感できる社会・生活空間を創造し、持続していくことを目指し、建築学、都市環境デザインを中心とし、幅広い多様な教育・研究を通して、広い視野を有し、高度な専門知識、研究能力及び技術開発能力を身につけた人材を養成する。
		電気電子工学専攻	半導体とソフトウェア技術を中心とした高度情報通信社会と環境に調和した高度エネルギー社会の発展に電気・電子工学という基盤分野からの貢献を目指し、高度な専門知識と技術によって社会的ニーズに応えることのできる人材を養成する。
		物質工学専攻	新機能物質の設計・構築に関する化学と材料科学を総合的に理解し、専門知識と高度な研究能力や技術開発能力、及び独創的な発想に基づいて新物質・新材料を創出し応用する「ものづくり」技術を有し、産業社会や環境社会に貢献できる人材を養成する。
		先端機能システム工学専攻	科学技術創造立国を支える先端的な学際融合分野において、常に活躍するための専門知識と能力を有し、社会の要請に柔軟に対応して時代を先導し、人類の発展に寄与する「高度なものづくり」ができる人材を養成する。

	博士後期課程	工学専攻	「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野における高度な知識を有し、その科学技術社会への波及効果を十分に理解していることに加え、複数の専門分野知識を身に付け、問題解決能力、独創力、創造性及び実践的技術者としての必要な資質を持ち、イノベーションを創出できる能力を有する人材を養成する。さらに、グローバル化する社会形態の中で、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を持ち、かつ、リーダーシップを発揮できる人材を養成する。
学府等	課程の別	専攻	目的
情報工学府	博士前期課程	先端情報工学専攻	コンピュータサイエンスとICT技術を含めた、情報科学・情報工学の先端的な基盤開発による問題解決能力を有する高度情報技術者を養成する。
		学際情報工学専攻	境界領域・学際領域での応用問題に対し、情報科学・情報工学の基盤的成果の活用・展開による問題解決能力を有する高度情報技術者を養成する。
		情報創成工学専攻	情報化社会の急速な発展に伴い産業界で生じる様々な問題に対し、情報工学的手法による解決方法を創成し、新産業を創出していく能力を有する高度情報技術者を養成する。
	博士後期課程	情報工学専攻	情報科学・工学に関する高い専門性に基づいて、情報技術の発展に有用かつ先端的な基盤技術の開発や多様な分野の科学技術との融合により実在する種々の課題に対処できる革新的な情報システムの構築を行い、さらにIT技術の将来を先取りし社会の仕組みまでを変革するグローバルリーダーとなりうる専門技術者・研究者を養成する。
生命体工学研究科	博士前期課程	生体機能応用工学専攻	生体の持つ省エネルギー性、高効率性、環境調和等の優れた機能を工学的に実現し、社会的問題を解決することのできる人材を養成する。
		人間知能システム工学専攻	人間知能の原理を知的システムや知能情報処理として工学的に実現し、産業界などへ貢献することを介して社会の諸問題を解決できる人材を養成する。
	博士後期課程	生命体工学専攻	生物の持つ省資源、省エネルギー、環境調和、人間との親和性等の優れた構造や機能を解明し、それを工学的に実現し応用することに加え、社会と連携して社会のニーズに応えることにより、現代社会の諸問題を解決し、人間中心の社会の創造に貢献でき、グローバルなリーダーとして活躍することができるとともに、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図ろうとする態度を持つことができる人材を養成する。

(3) 九州工業大学大学院生命体工学研究科学修細則

平成13年4月1日

九工大生命体工学研究科細則第1号

最終改正 平成30年1月25日九工大生命体工学研究科細則第1号

※ この学修細則については、平成30年度に入学した方に適用されるもので、それ以前に入学された方につきましては、その年度の学修細則をご覧ください。

九州工業大学大学院生命体工学研究科学修細則

(目 的)

第1条 この細則は、九州工業大学大学院生命体工学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数、履修方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目及び単位数)

第2条 研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第2条の2 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位を定める。

(履修基準)

第3条 学生は、別表2に定める基準に従って、所定の単位を履修しなければならない。

(指導教員)

第4条 学生は、指導教員から授業科目の履修、学位論文作成等の指導を受けるものとする。

(履修計画及び履修方法)

第5条 学生は、指導教員の指導により、当該年度において履修しようとする授業科目を決定し、指導教員の承認を得て、所定の期日までに、履修申告しなければならない。

2 指導教員が教育上有益と認めるときは、学生は、入学後、新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における科目の区分に従い、課程修了に必要な単位として取り扱うことができる。

3 他の学府の授業科目の履修を希望する学生は、当該学府の履修申告期間内に指導教員の承認

を得て、所定の受講願を生命体工学研究科事務部に提出しなければならない。

- 4 指導教員が教育上有益と認めるときは、生命体工学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の審議を経て、他の大学院の授業科目を履修することができる。
- 5 第2項及び前項の規程により、授業科目を履修し修得した単位は、10単位を限度として課程修了に必要な単位として認定することができる。
- 6 指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科教授会の審議を経て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を越えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第5条の2 学生が職業を有していることにより、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（学位論文の提出）

第6条 学生は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに生命体工学研究科長（以下「研究科長」という。）を経て学位論文を学長に提出しなければならない。

- 2 学位論文は、課程の修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

（成績の評価及び単位の授与）

第7条 授業科目の試験の成績は、秀又はA、優又はB、良又はC、可又はD及び不可又はFの評語を持って表示し、秀又はA、優又はB、良又はC、及び可又はDを合格としたうえ、所定の単位を与える。

- 2 授業科目を履修するためには、その授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。
- 3 第2条の2第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 4 合格した科目の成績を評語で表示する場合は、次の基準によるものとする。
 - (1) 秀又はA 90点～100点
 - (2) 優又はB 80点～89点
 - (3) 良又はC 70点～79点
 - (4) 可又はD 60点～69点
- 5 学生は、成績評価に対して不服があり、担当教員の説明に納得できない場合は、研究科長に理由を添えて異議を申し立てることができる。
- 6 既修得単位の取消し及び更新はできない。

（GPAによる総合成績の評価）

第7条の2 学生の総合的な成績は、GPA（Grade Point Average）を用いて評価する。

- 2 GPAは、学生が履修した全ての授業科目について、評価点（Grade Point）をつけ、この評価点を各々の授業科目の単位数により加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準に従う。

90点～100点	4.0	85点～89点	3.5	80点～84点	3.0	75点～79点	2.5
70点～74点	2.0	65点～69点	1.5	60点～64点	1.0	0点～59点	0

- 3 九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第56条で定められた入学前の既修得単位に関する規定により単位認定された授業科目は、GPAの計算の対

象には含めない。

- 4 同じ授業科目を異なる年度にわたって複数回履修した場合、各々の履修年度における授業科目の評価点がGPAの計算の対象となる。

(最終試験)

第8条 最終試験は、学位論文を提出した者に対して行い、学位論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行う。

(学位論文及び最終試験の評価)

第9条 学位論文の審査及び最終試験の成績の評価は、合格及び不合格をもって表示するものとする。

(再審査及び再試験)

第10条 学位論文の審査及び最終試験に不合格になった者は、研究科教授会の審議を経て、研究科長の承認を得たうえで、再審査及び再試験を受けることができる。

(試験における不正行為)

第11条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期に履修申告している授業科目の全部または一部について、その成績を不可とする。また、大学院学則第49条に基づく懲戒処分の対象とすることがある。

附 則（最終改正）

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

大学院生命体工学研究科博士課程教育課程表

生体機能応用工学専攻

共通科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
社 会 と 技 術	選 択	1	1・2
生 命 体 工 学 セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2
グ リ ー ン テ ク ノ ロ ジ ー 概 論	選 択	2	1・2
人 間 知 能 シ ス テ ム 概 論	選 択	2	1・2
環 境 学 特 論	選 択	1	1・2
現 代 哲 学 概 論	選 択	1	1・2
近 現 代 産 業 文 化 史 特 論	選 択	1	1・2

実践科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
英 語 VII C (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 VIII B (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 IX B (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 IX D (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 X A (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 X D (注 1)	選 択	1	1・2
選 択 英 語 2 T	選 択	1	1・2
選 択 英 語 4 T	選 択	1	1・2
日本語入門 (Introductory Japanese) (注2)	選 択	1	1・2
国内インターンシップ 1 (注3)	選 択	1	1・2
国内インターンシップ 2 (注3)	選 択	2	1・2
国際インターンシップ (注4)	選 択	2	1・2

注1 英語科目について

*英語科目名のⅦ～Ⅹは難易度、A～Dは技能の種別、技能種別の記号(A～D)は、以下の重点技能を表している。

A: Writing B: Reading C: Comprehensive D: Speaking

*学部を含め、単位取得済科目より下位レベルの科目は履修できない。

*どの科目から履修するかについては、各学府・研究科での掲示などで公表するので、注意すること。

*他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に所属学部教務係に申請し、許可を得ること。

注2 日本語入門 (Introductory Japanese) は、外国人留学生のみを対象とする。

注3 国内インターンシップ1と国内インターンシップ2を両方修得することはできない。

注4 国際インターンシップの履修を希望する「グローバルエンジニア養成コース」の学生は、国際インターンシップに代えて以下の科目の中から2単位相当の科目を選択して履修をすること。

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
大 学 院 海 外 研 修 I	選 択	1	1・2
大 学 院 海 外 研 修 II	選 択	2	1・2
大学院海外インターンシップ実習 I	選 択	1	1・2
大学院海外インターンシップ実習 II	選 択	2	1・2
大 学 院 国 際 協 働 演 習	選 択	1	1・2
海 外 派 遣 認 定 科 目 I	選 択	2	1・2
海 外 派 遣 認 定 科 目 II	選 択	2	1・2
海 外 派 遣 認 定 科 目 III	選 択	2	1・2
海 外 派 遣 認 定 科 目 IV	選 択	2	1・2
海 外 派 遣 認 定 科 目 V	選 択	2	1・2

専門科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
有機エネルギー変換エレクトロニクス	選 択	2	1・2
パ ワ ー 半 導 体 デ バ イ ス	選 択	2	1・2
先 端 電 気 化 学 工 学	選 択	2	1・2
ナノ材料とエネルギー変換	選 択	2	1・2
パワーエレクトロニクス応用	選 択	2	1・2
バ イ オ M E M S	選 択	2	1・2
生 体 流 体 工 学	選 択	2	1・2
生 体 熱 工 学	選 択	2	1・2
生 体 機 械 力 学	選 択	2	1・2
生 体 力 学	選 択	2	1・2
生 体 機 能 材 料	選 択	2	1・2
環 境 材 料 設 計	選 択	2	1・2
バ イ オ ロ ボ テ イ ク ス	選 択	2	1・2
エ コ マ テ リ ア ル 工 学	選 択	2	1・2
生 物 物 質 循 環	選 択	2	1・2
生 物 リ サ イ ク ル 工 学	選 択	2	1・2
環 境 適 応 機 能	選 択	2	1・2
界 面 機 能 工 学	選 択	2	1・2
生 物 機 能 構 造	選 択	2	1・2

生 物 機 能 分 子 工 学	選 択	2	1・2
光 機 能 材 料	選 択	2	1・2
運 動 生 理 シ ス テ ム	選 択	2	1・2
メ カ ト ロ ニ ク ス	選 択	2	1・2
マ イ ク ロ 化 工 学	選 択	2	1・2
計 算 バイオメカニクス演習	選 択	1	1・2
計 測 制 御 シ ス テ ム 演 習	選 択	1	1・2
バイオフィォマティクス演習	選 択	1	1・2
分 野 横 断 研 修 1	選 択	1	1・2
分 野 横 断 研 修 2	選 択	1	1・2
車 載 用 知 的 情 報 処 理	選 択	2	1・2
知 能 ・ ロ ボ ッ ト 工 学 概 論	選 択	2	1・2
半 導 体 ト ピ ッ ク セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2
生 命 体 工 学 総 合 科 目 1	選 択	1	1・2
生 命 体 工 学 総 合 科 目 2	選 択	1	1・2
生 命 体 工 学 総 合 科 目 3	選 択	2	1・2
生 命 体 工 学 総 合 科 目 4	選 択	2	1・2

演習

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
生 体 機 能 応 用 工 学 講 究	必 修	2	1～2
生 体 機 能 応 用 工 学 特 別 実 験	必 修	6	1～2

人間知能システム工学専攻

共通科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
社 会 と 技 術	選 択	1	1・2
生 命 体 工 学 セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2
グ リ ー ン テ ク ノ ロ ジ ー 概 論	選 択	2	1・2
人 間 知 能 シ ス テ ム 概 論	選 択	2	1・2
環 境 学 特 論	選 択	1	1・2
現 代 哲 学 概 論	選 択	1	1・2
近 現 代 産 業 文 化 史 特 論	選 択	1	1・2

実践科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
英 語 VII C (注 1)	選 択	1	1・2

英 語 VIII B (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 IX B (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 IX D (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 X A (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 X D (注 1)	選 択	1	1・2
選 択 英 語 2 T	選 択	1	1・2
選 択 英 語 4 T	選 択	1	1・2
日本語入門 (Introductory Japanese) (注2)	選 択	1	1・2
国内インターンシップ 1 (注3)	選 択	1	1・2
国内インターンシップ 2 (注3)	選 択	2	1・2
国際インターンシップ (注4)	選 択	2	1・2
出 稽 古 1	選 択	1	1・2
出 稽 古 2	選 択	1	1・2

注1 英語科目について

*英語科目名のⅦ～Ⅹは難易度、A～Dは技能の種別、技能種別の記号(A～D)は、以下の重点技能を表している。

A: Writing B: Reading C: Comprehensive D: Speaking

*学部を含め、単位取得済科目より下位レベルの科目は履修できない。

*どの科目から履修するかについては、各学府・研究科での掲示などで公表するので、注意すること。

*他キャンパスでの科目履修を希望する者は事前に所属学部教務係に申請し、許可を得ること。

注2 日本語入門 (Introductory Japanese) は、外国人留学生のみを対象とする。

注3 国内インターンシップ1と国内インターンシップ2を両方修得することはできない。

注4 国際インターンシップの履修を希望する「グローバルエンジニア養成コース」の学生は、国際インターンシップに代えて以下の科目の中から2単位相当の科目を選択して履修すること。

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
大 学 院 海 外 研 修 I	選 択	1	1・2
大 学 院 海 外 研 修 II	選 択	2	1・2
大学院海外インターンシップ実習 I	選 択	1	1・2
大学院海外インターンシップ実習 II	選 択	2	1・2
大 学 院 国 際 協 働 演 習	選 択	1	1・2
海 外 派 遣 認 定 科 目 I	選 択	2	1・2
海 外 派 遣 認 定 科 目 II	選 択	2	1・2
海 外 派 遣 認 定 科 目 III	選 択	2	1・2

海外派遣認定科目Ⅳ	選 択	2	1・2
海外派遣認定科目Ⅴ	選 択	2	1・2

専門科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
インタラクティブセミナー	必修	2	1・2
ロボット運動学（隔年：偶数）	選 択	2	1・2
ロボット学習制御	選 択	1	1・2
ロボット機構学（隔年：奇数）	選 択	2	1・2
生物規範工学	選 択	2	1・2
人間機能代行システム	選 択	1	1・2
知能集積システム 1	選 択	1	1・2
知能集積システム 2	選 択	1	1・2
知能デジタル集積回路	選 択	1	1・2
知能機械設計演習	選 択	1	1・2
コンピュータ基礎	選 択	1	1・2
工学基礎	選 択	1	1・2
機械学習基礎 1 A	選 択	1	1・2
機械学習基礎 1 B	選 択	1	1・2
機械学習基礎 2 A	選 択	1	1・2
機械学習基礎 2 B	選 択	1	1・2
脳型学習理論 A	選 択	1	1・2
脳型学習理論 B	選 択	1	1・2
脳型情報処理 A	選 択	1	1・2
脳型情報処理 B	選 択	1	1・2
脳型人工知能	選 択	2	1・2
数学基礎演習	選 択	2	1・2
脳情報神経回路システム（隔年：奇数）	選 択	2	1・2
数理神経工学 A	選 択	1	1・2
数理神経工学 B	選 択	1	1・2
分子感覚システム（隔年：偶数）	選 択	2	1・2
チーム・マネジメント（隔年：偶数）	選 択	2	1・2
神経情報処理演習	選 択	2	1・2
脳科学基礎	選 択	1	1・2
行動認知心理学	選 択	2	1・2
実験動物学	選 択	2	1・2
視覚性運動制御機構	選 択	2	1・2
生理心理学	選 択	2	1・2

脳型自己組織システム	選択	2	1・2
脳活動ダイナミクスと脳情報処理	選択	2	1・2
ヒト高次機能の脳計測	選択	2	1・2
画像センシング・知識情報処理工学	選択	2	1・2
人間情報感覚特論	選択	2	1・2
車載用知的情報処理	選択	2	1・2
知能・ロボット工学概論	選択	2	1・2
半導体トピックセミナー	選択	2	1・2
A I セミナー	選択	2	1・2
分野横断研修 1	選択	1	1・2
分野横断研修 2	選択	1	1・2
生命体工学総合科目 1	選択	1	1・2
生命体工学総合科目 2	選択	1	1・2
生命体工学総合科目 3	選択	2	1・2
生命体工学総合科目 4	選択	2	1・2
人間知能システム工学特論 1	選択	1	1・2
人間知能システム工学特論 2	選択	1	1・2
人間知能システム工学特論 3	選択	1	1・2
人間知能システム工学特論 4	選択	1	1・2

演習

科目名	単位区分	単位	開講年次
人間知能システム工学講究	必修	2	1～2
人間知能システム工学特別実験	必修	6	1～2

生命体工学専攻
実践科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
学 外 研 究 1 (国 内)	選 択	1	1・2・3
学 外 研 究 2 (国 内)	選 択	1	1・2・3
学 外 研 究 1 (国 外)	選 択	1	1・2・3
学 外 研 究 2 (国 外)	選 択	1	1・2・3
リサーチ・ワークショップ 1	選 択	2	1・2・3
リサーチ・ワークショップ 2	選 択	2	1・2・3
出 稽 古 1	選 択	1	1・2・3
出 稽 古 2	選 択	1	1・2・3
出 稽 古 3	選 択	1	1・2・3
出 稽 古 4	選 択	1	1・2・3
英 語 テ ク ニ カ ル ラ イ テ ィ ン グ	選 択	1	1・2・3
日本語入門 (Introductory Japanese) (注1)	選 択	1	1・2・3

注1 日本語入門 (Introductory Japanese) は、外国人留学生のみを対象とする。

専門科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
生 命 体 工 学 セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2・3
有機エネルギー変換エレクトロニクス	選 択	2	1・2・3
パ ワ ー 半 導 体 デ バ イ ス	選 択	2	1・2・3
先 端 電 気 化 学 工 学	選 択	2	1・2・3
ナノ材料とエネルギー変換	選 択	2	1・2・3
パワーエレクトロニクス応用	選 択	2	1・2・3
バ イ オ M E M S	選 択	2	1・2・3
生 体 流 体 工 学	選 択	2	1・2・3
生 体 熱 工 学	選 択	2	1・2・3
生 体 機 械 力 学	選 択	2	1・2・3
生 体 力 学	選 択	2	1・2・3
生 体 機 能 材 料	選 択	2	1・2・3
環 境 材 料 設 計	選 択	2	1・2・3
バ イ オ ロ ボ テ ィ ク ス	選 択	2	1・2・3
エ コ マ テ リ ア ル 工 学	選 択	2	1・2・3
生 物 物 質 循 環	選 択	2	1・2・3
生 物 リ サ イ ク ル 工 学	選 択	2	1・2・3
環 境 適 応 機 能	選 択	2	1・2・3

界 面 機 能 工 学	選 択	2	1・2・3
生 物 機 能 構 造	選 択	2	1・2・3
生 物 機 能 分 子 工 学	選 択	2	1・2・3
光 機 能 材 料	選 択	2	1・2・3
運 動 生 理 シ ス テ ム	選 択	2	1・2・3
メ カ ト ロ ニ ク ス	選 択	2	1・2・3
マ イ ク ロ 化 工 学	選 択	2	1・2・3
分 野 横 断 研 修 1	選 択	1	1・2・3
分 野 横 断 研 修 2	選 択	1	1・2・3
ロボット運動学（隔年：偶数）	選 択	2	1・2・3
ロ ボ ッ ト 学 習 制 御	選 択	1	1・2・3
ロボット機構学（隔年：奇数）	選 択	2	1・2・3
生 物 規 範 工 学	選 択	2	1・2・3
人 間 機 能 代 行 シ ス テ ム	選 択	1	1・2・3
知 能 集 積 シ ス テ ム 1	選 択	1	1・2・3
知 能 集 積 シ ス テ ム 2	選 択	1	1・2・3
知 能 デ ジ タ ル 集 積 回 路	選 択	1	1・2・3
コ ン ピ ュ ー タ 基 礎	選 択	1	1・2・3
工 学 基 礎	選 択	1	1・2・3
機 械 学 習 基 礎 1 A	選 択	1	1・2・3
機 械 学 習 基 礎 1 B	選 択	1	1・2・3
機 械 学 習 基 礎 2 A	選 択	1	1・2・3
機 械 学 習 基 礎 2 B	選 択	1	1・2・3
脳 型 学 習 理 論 A	選 択	1	1・2・3
脳 型 学 習 理 論 B	選 択	1	1・2・3
脳 型 情 報 処 理 A	選 択	1	1・2・3
脳 型 情 報 処 理 B	選 択	1	1・2・3
脳 型 人 工 知 能	選 択	2	1・2・3
脳情報神経回路システム（隔年：奇数）	選 択	2	1・2・3
数 理 神 経 工 学 A	選 択	1	1・2・3
数 理 神 経 工 学 B	選 択	1	1・2・3
分子感覚システム（隔年：偶数）	選 択	2	1・2・3
チーム・マネジメント（隔年：偶数）	選 択	2	1・2・3
脳 科 学 基 礎	選 択	1	1・2・3
行 動 認 知 心 理 学	選 択	2	1・2・3
実 験 動 物 学	選 択	2	1・2・3
視 覚 性 運 動 制 御 機 構	選 択	2	1・2・3
生 理 心 理 学	選 択	2	1・2・3

脳型自己組織システム	選択	2	1・2・3
脳活動ダイナミクスと脳情報処理	選択	2	1・2・3
ヒト高次機能の脳計測	選択	2	1・2・3
画像センシング・知識情報処理工学	選択	2	1・2・3
人間情報感覚特論	選択	2	1・2・3
車載用知的情報処理	選択	2	1・2・3
知能・ロボット工学概論	選択	2	1・2・3
半導体トピックセミナー	選択	2	1・2・3
A I セミナー	選択	2	1・2・3
生命体工学総合科目1	選択	1	1・2・3
生命体工学総合科目2	選択	1	1・2・3
生命体工学総合科目3	選択	2	1・2・3
生命体工学総合科目4	選択	2	1・2・3
人間知能システム工学特論1	選択	1	1・2・3
人間知能システム工学特論2	選択	1	1・2・3
人間知能システム工学特論3	選択	1	1・2・3
人間知能システム工学特論4	選択	1	1・2・3

演習

科目名	単位区分	単位	開講年次
生命体工学特別演習	必修	6	1～3

別表 2（第 3 条関係）生体機能応用工学専攻

授業科目		履 修 基 準
共 通 科 目		4 単位以上
実 践 科 目		3 単位以上
専 門 科 目		1 3 単位以上
演習	講 究	2 単位
	特別実験	6 単位
修 了 要 件 単 位		3 0 単位以上

別表 2（第 3 条関係）人間知能システム工学専攻

授業科目		履 修 基 準
共 通 科 目		4 単位以上
実 践 科 目		3 単位以上
専 門 科 目		1 3 単位以上 必修科目「インタラクティブセミナー」を取得すること
演習	講 究	2 単位
	特別実験	6 単位
修 了 要 件 単 位		3 0 単位以上

別表 2（第 3 条関係）生命体工学専攻

授業科目		履 修 基 準
実 践 科 目 及び 専 門 科 目		実践科目及び専門科目から 6 単位以上
特 別 演 習		6 単位
修 了 要 件 単 位		1 2 単位以上

(4) 九州工業大学学位規則

昭和63年3月2日
九工大規則第6号

改正	平成	3年	3月	5日	九工大規則第	2号
	平成	4年	1月	9日	九工大規則第	1号
	平成	4年	3月	4日	九工大規則第	2号
	平成	5年	3月	2日	九工大規則第	1号
	平成	7年	3月	14日	九工大規則第	3号
	平成	8年	4月	3日	九工大規則第	4号
	平成13年	4月	4日		九工大規則第13号	
	平成14年	2月	6日		九工大規則第	5号
	平成16年	5月	12日		九工大規則第63号	
	平成18年	9月	6日		九工大規則第56号	
	平成19年	4月	1日		九工大規則第55号	
	平成20年	4月	1日		九工大規則第	3号
	平成25年	4月	3日		九工大規則第	8号
	平成26年	2月	18日		九工大規則第	3号
	平成27年	3月	4日		九工大規則第12号	
	平成27年	5月	8日		九工大規則第33号	
	平成28年	3月	2日		九工大規則第24号	
	平成29年	3月	2日		九工大規則第	4号

九州工業大学学位規則

(目 的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号（以下「学則」という。））第31条第2項及び第71条第3項の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）における学位の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に対し行うものとする。

(在学者の論文の提出)

第6条 前2条に規定する学位の授与に係る論文(学則第69条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「論文」という。)は、所定の期日までに当該学府長又は研究科長(以下「学府長等」という。)を経て学長に提出するものとする。ただし、博士後期課程に所定の期間在学し、所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学後であっても、別に定める期間内に論文を提出する場合は、在学者と同等に取り扱うことができる。

2 論文は、審査願に、修士論文にあつては1編1通を、博士論文にあつては論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え1編2通を、提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

(在学者の論文の審査及び最終試験)

第7条 学長は、前条の規定により、論文を受理したときは、当該学府又は研究科の教授会(以下「教授会」という。)にその審査を付託するものとする。

2 教授会は、論文の審査を付託されたときは、学府又は研究科の研究指導を担当する教員の中から3名以上の審査委員を選定し、当該論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

3 教授会は、論文の審査に当たって必要があるときは、前項の審査委員に国立大学法人九州工業大学基本規則第17条から第19条に規定する各施設等に所属する教員、他の大学院又は研究所等の教員等を含めることができる。

4 論文の審査は、修士論文にあつては論文を提出した者の在学中に、博士論文にあつては論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(在学者の最終試験)

第8条 前条第2項の最終試験は、論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行うものとする。

(論文提出による博士)

第9条 第5条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に対し行うことができる。

第10条 前条の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文及び九州工業大学授業料その他費用に関する規程(平成16年九工大規程第47号)に定める額の学位論文審査手数料を添え、学府長等を経て学長に提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、論文の提出については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

第11条 前条の規定により提出された論文の審査は、第7条の規定を準用する。

第12条 第9条に規定する学力の確認は、試問によって行う。

2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、論文に関連する事項並びに専攻分野及び外国語について行う。

第13条 第6条第1項ただし書に規定する者が、同項ただし書に定める期間を経過した後に、博士の学位の授与を受けようとするときは、第10条から前条までの規定を準用する。

(論文及び審査手数料の不返還)

第14条 第7条及び第10条の規定により受理した論文は、返還しない。

2 第10条第1項の規定により受領した既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(審査委員の審査結果の報告)

第15条 第7条第2項の規定に基づき選定された審査委員は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、論文審査要旨に最終試験の成績又は学力の確認の結果を添え、教授会に報告するものとする。

(学位授与の審議)

第16条 教授会は、前条の報告に基づき、論文の審査及び最終試験又は学力確認の可否について審議する。

(審査結果の報告)

第17条 修士及び博士の学位の授与に関する審議を行ったときは、学府長等は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の判定結果を文書により学長に報告するものとする。

(学位記の授与)

第18条 学長は、学士の学位にあつては、学部長の卒業の認定の報告を経て、学位の授与を決定し、学位記を授与する。

2 学長は、修士及び博士の学位にあつては、前条の報告を経て、学位の授与を決定し、学位記を授与する。

3 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に記載するとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を九州工業大学学術機関リポジトリにより、公表するものとする。

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の審議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学府長等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、九州工業大学学術機関リポジトリにより行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「九州工業大学」と付記するものとする。

(専攻分野の名称)

第22条 第2条に規定する学位を授与するにあたって、学士にあつては別表第1、修士及び博士にあつては別表第2に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第23条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実

が判明したとき、又は学位の名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の審議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等様式)

第24条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第10号のとおりとする。

(雑 則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年3月31日に本学大学院に在学する者の学位の取扱いについては、改正後の学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成3年九工大規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年九工大規則第1号)

- 1 この規則は、平成4年1月9日から施行し、この規則による改正後の九州工業大学学位規則は、平成3年7月1日から適用する。
- 2 この規則の適用日前に卒業した者の学士の称号は、この規則による学士の学位とみなす。

附 則 (平成4年九工大規則第2号)

この規則は、平成4年3月4日から施行する。

附 則 (平成5年九工大規則第1号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日に本学大学院修士課程に在学する者の学位の取扱いについては、改正後の九州工業大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成7年九工大規則第3号)

この規則は、平成7年3月14日から施行する。

附 則 (平成8年九工大規則第4号)

この規則は、平成8年4月3日から施行し、この規則による改正後の九州工業大学学位規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年九工大規則第13号)

この規則は、平成13年4月4日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成14年九工大規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年九工大規則第63号)

この規則は、平成16年5月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の学位規則（以下「新学位規則」という。）第19条の規定は、この規則の適用の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新学位規則第20条の規定は、この規則の適用の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第22条関係）

学 部	専攻分野の名称
工 学 部	工 学
情報工学部	情 報 工 学

別表第2（第22条関係）

大 学 院	専攻分野の名称
工学府博士前期課程	工 学
工学府博士後期課程	
情報工学府博士前期課程	情 報 工 学
情報工学府博士後期課程	
生命体工学研究科博士前期課程	工 学 情 報 工 学 学 術
生命体工学研究科博士後期課程	

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

※第	号
学 位 記	
氏 名	
年	月 日生
本学〇〇学部〇〇〇〇工学科所定の課程を修め本学を 卒業したので学士（☆）の学位を授与する	
年	月 日
大学 印	
九州工業大学長 氏名 印	

備考

- 1 ※印の個所は，工学部にあつては工，情報工学部にあつては情工と記入する。
- 2 ☆印の個所は，第 2 2 条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第2号（第4条関係）

※修第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
大学 印	本学大学院〇〇府（研究科）〇〇〇〇専攻の博士前期課程 を修了したので修士（☆）の学位を授与する
年 月 日	
九州工業大学長 氏名 印	

備考

- 1 ※印の個所は，工学府にあっては工，情報工学府にあっては情工，生命体工学研究科にあっては生工と記入する。
- 2 ☆印の個所は，第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第3号（第5条関係）

※博甲第	号	
学	位	記
氏 名		
年	月	日生
大学 印	本学大学院〇〇府（研究科）〇〇〇〇専攻の博士後期課程 を修了したので博士（☆）の学位を授与する	
	年	月 日
九州工業大学長 氏名		印

備考

- 1 ※印の個所は，工学府にあっては工，情報工学府にあっては情工，生命体工学研究科にあっては生工と記入する。
- 2 ☆印の個所は，第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第4号（第9条関係）

※博乙第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
大学 印	本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格 したので博士（☆）の学位を授与する
	年 月 日
九州工業大学長 氏名 印	

備考

- 1 ※印の個所は，工学府にあっては工，情報工学府にあっては情工，生命体工学研究科にあっては生工と記入する。
- 2 ☆印の個所は，第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

学 位（修士）論 文 審 査 願

九州工業大学長 殿

〇〇府（研究科）〇〇専攻
〇〇年入学
氏名 印

九州工業大学学位規則第 4 条により，修士（☆）の学位を受けたく，論文を提出
しますので審査願います。

備考

☆印の個所は，第 2 2 条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日

学 位（博士）論 文 審 査 願

九州工業大学長 殿

〇〇府（研究科）〇〇専攻
〇〇年入学
氏名 印

九州工業大学学位規則第5条により，博士（★）の学位を受けたく，下記の
とおり論文及び関係書類を提出しますので審査願います。

記

- | | | | |
|---|-------|-----|--------|
| 1 | 論 文 | 1 編 | 〇冊 2 通 |
| 2 | 論文目録 | | |
| 3 | 論文要旨 | | |
| 4 | 履 歴 書 | | |
| 5 | 参考論文 | 〇編 | 〇冊 1 通 |

備考

☆印の個所は，第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

学 位（論文博士）申 請 書

九州工業大学長 殿

住所

氏名 印

九州工業大学学位規則第9条により，博士（☆）の学位を受けたく，所定の手数料を納付のうえ，下記のとおり論文及び関係書類を提出しますので，審査願います。

記

- | | |
|---------|------------|
| 1 論 文 | 1 編 ○冊 2 通 |
| 2 論文目録 | |
| 3 論文要旨 | |
| 4 履 歴 書 | |
| 5 参考論文 | ○編 ○冊 1 通 |

備考

☆印の個所は，第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第8号（第6条関係）

備考

		年	月	日
論文目録				
氏名			印	
論文				
1 題 名				
2 印刷公表の方法及び時期				
参考論文				
1 題 名				
2 印刷公表の方法及び時期				

- 1 論文題名が外国語の場合は，訳を付すること。
- 2 未公表の場合は，原稿の枚数を記入すること。
- 3 参考論文がある場合は，その題名を列記すること。

論文要旨

氏名	
論文題目名	

備考 論文要旨は2,000字程度にまとめること。

別記様式 10号（第6条関係）

履 歴 書				区分 甲 乙	
ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生				
本 籍	都 道 府 県 （ 国）				
現 住 所	都 道 府 県	区 市 郡	町 村	番 地	
学 歴 年 月 日 年 月 日 職 歴 年 月 日 年 月 日 研 究 歴 年 月 日 年 月 日					
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印					

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に該当するものがある場合は、それについても記載すること。
- 3 本籍は都道府県のみを記載し、外国人の場合は国籍を記載すること。

(5) 九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取扱内規

平成15年 4月 1日 制定

改正	平成15年	9月25日
	平成19年	4月 1日
	平成20年	1月24日
	平成25年	3月21日
	平成26年	3月20日
	平成27年	3月12日
	平成28年	4月14日
	平成29年	1月12日

九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取扱内規

九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取扱内規（平成13年4月1日制定）の全部を次のように改正する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この内規は、九州工業大学学位規則（昭和63年九工大規則第6号。以下「学位規則」という。）第25条の規定に基づき、九州工業大学大学院生命体工学研究科（以下「研究科」という。）における博士（工学）、博士（情報工学）及び博士（学術）の学位審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この内規において「課程博士」とは、学位規則第5条の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規則第9条及び第13条の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

第2章 課程博士

（申請資格）

第3条 学位論文審査の申請ができる者は、研究科の博士後期課程に在学し、指導教員による必要な研究指導が終了したものでなければならない。

（論文審査の申請時期）

第4条 論文審査の申請時期は、修了予定時期の3ヶ月前の12月、3月、6月及び9月とし、申請に必要な書類の提出締切は当該月の10日までとする。

2 研究科の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上退学した者が、退学時から1年以内に論文審査の申請をする場合にあっては、課程博士の論文の審査を受けようとする者（以下「課程申請者」という。）として取り扱う。この場合において、論文審査の申請時期は、随時行うことが出来る。

（論文審査の申請）

第5条 課程申請者は、専攻長及び研究科長を経て、学長に次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 学位（博士）論文審査願（学位規則の別記様式第6号）1通
- (2) 学位論文2通
- (3) 参考論文（ある場合のみ）1通
- (4) 論文目録（学位規則の別記様式第8号）1通
- (5) 論文要旨（学位規則の別記様式第9号）1通

(6) 履歴書（学位規則の別記様式第10号）1通

（論文審査委員候補者の選出）

第6条 専攻長は、論文審査の申請が可となった論文については、次条第1項の規定に基づき設置される論文審査委員会の審査委員候補者（以下「候補者」という。）として教授会に推薦するため、生命体工学研究科の研究指導を担当する教育職員の中から3名以上及び、指導教員の所属専攻と異なる専攻の教育職員、他研究院の教育職員、他の大学院又は研究所等の教育職員等を1名以上選出のうえ、論文審査委員会委員候補者推薦書（別紙様式1）により研究科長へ推薦するものとする。この場合において、半数以上は生命体工学研究科の研究指導を担当する教育職員とするものとする。

2 前項の候補者に、指導教員を含めることができる。ただし、指導教員を委員長にすることはできない。

3 専攻長は、本学において大学院担当の資格があると認定された者を除き、候補者の資格の有無を判定する略歴書及び専攻長による選任の理由書を添付するものとする。

（論文審査委員会）

第7条 教授会は、論文を審査するため論文ごとに論文審査委員会を設ける。

2 研究科長は、専攻長からの論文審査委員候補者の推薦に基づき、教授会の審議を経て、論文審査委員を決定するものとする。

3 論文審査委員会に委員長1名を置き、論文審査委員をもって充てる。

（論文公聴会）

第8条 論文審査委員会は、論文審査の段階において、論文公聴会を開くものとする。

2 論文公聴会に関し必要な事項は、別に定める。

（論文審査結果等の審議）

第9条 論文審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、投票により可否を判定する。

2 前項の判定には、論文審査委員会委員の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

3 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格及び不合格とする。

4 投票の結果、否決された論文については、論文審査委員会は、その理由を明確にし、その結果を文書により論文提出者へ報告しなければならない。

（審査結果の報告）

第10条 論文審査委員会の委員長は、学位論文審査結果報告書（別紙様式2-甲）に論文審査結果の要旨を添えて研究科長及び教授会に報告しなければならない。

2 研究科長は、事前に、前項の報告書を研究科の教育職員全員に配付するものとする。

3 研究科長は、第1項の報告に基づき、教授会の審議を経て、審査結果を学長に報告するものとする。

第3章 論文博士

（申請資格）

第11条 学位規則（昭和63年九工大規則第6号）第10条の規定により、研究科に論文を提出できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者で、修了後3年を超える研究歴を有する者

(2) 学校教育法第83条に定める大学の卒業者で、7年以上の研究歴を有する者

(3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和28年文部省告示第5号）の各号に該当する者で、7年以上の研究歴を有する者

(4) 前各号に掲げる者以外の者で、10年以上の研究歴を有する者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 大学の専任の職員として研究に従事した期間

- (2) 大学院を退学した者にあつては、大学院に在学した期間
- (3) 研究施設等において専任の職員として研究開発に従事した期間
- (4) 前各号と同等以上と認める研究開発に従事した期間

3 前項第3号及び第4号の研究に従事した期間の認定は、教授会の審議を経て、研究科長が行う。

(論文審査の申請時期)

第12条 論文審査の申請時期は、随時行うことができるものとし、申請に必要な書類の提出締切は各月の10日までとする。

(論文の提出)

第13条 学位論文の審査を受けようとする者（以下「論文申請者」という。）は、専攻長を経て、研究科長に次に掲げる書類を提出する。

- (1) 学位（論文博士）申請書（学位規則の別記様式第7号）1通
- (2) 学位論文2通
- (3) 参考論文（ある場合のみ）1通
- (4) 論文目録（学位規則の別記様式第8号）1通
- (5) 論文要旨（学位規則の別記様式第9号）1通
- (6) 履歴書（学位規則の別記様式第10号）1通
- (7) 申請資格に関する書類

(論文審査の申請)

第14条 論文申請者は、論文の申請が可となった場合、学位（論文博士）申請書（学位規則の別記様式第7号）に所定の学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

(論文審査委員候補者の選出)

第15条 論文審査委員候補者の選出については、第6条を準用する。

(論文審査委員会)

第16条 論文審査委員会は、第7条の規定を準用する。

(論文公聴会)

第17条 論文公聴会は、第8条を準用する。

(論文審査結果等の審議)

第18条 論文審査委員会は、論文審査の結果及び学力の確認の結果を審議し、投票により合否を判定する。

- 2 前項の判定には、論文審査委員の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 3 論文審査及び学力の確認の評価判定は、合格及び不合格とする。
- 4 投票の結果、否決された論文については、論文審査委員会はその理由を明確にし、その結果を文書により論文提出者へ報告しなければならない。

(審査結果の報告)

第19条 論文審査委員会の委員長は、学位論文審査結果報告書（別紙様式3-乙）に論文審査結果の要旨を添えて研究科長及び教授会に報告しなければならない。

- 2 研究科長は、教授会に報告する前に、前項の報告書を研究科の教育職員全員に配付するものとする。
- 3 研究科長は、第1項の報告に基づき、教授会の審議を経て、審査結果を学長に報告するものとする。

第4章 雑則

(雑 則)

第20条 この内規に定めるもののほか、博士の学位審査に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この内規は、平成15年9月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月14日から施行する。
- 2 九州工業大学大学院生命体工学研究科論文審査委員会内規(平成15年9月25日制定)は、
廃止する。
- 3 この内規は、施行日後に学位論文審査の申請を行う者に適用する。

附 則

この内規は、平成29年1月12日から施行する。

年 月 日

大 学 院 生 命 体 工 学 研 究 科 長 殿

専攻名

専攻長氏名

印

論文審査委員会委員候補者推薦書

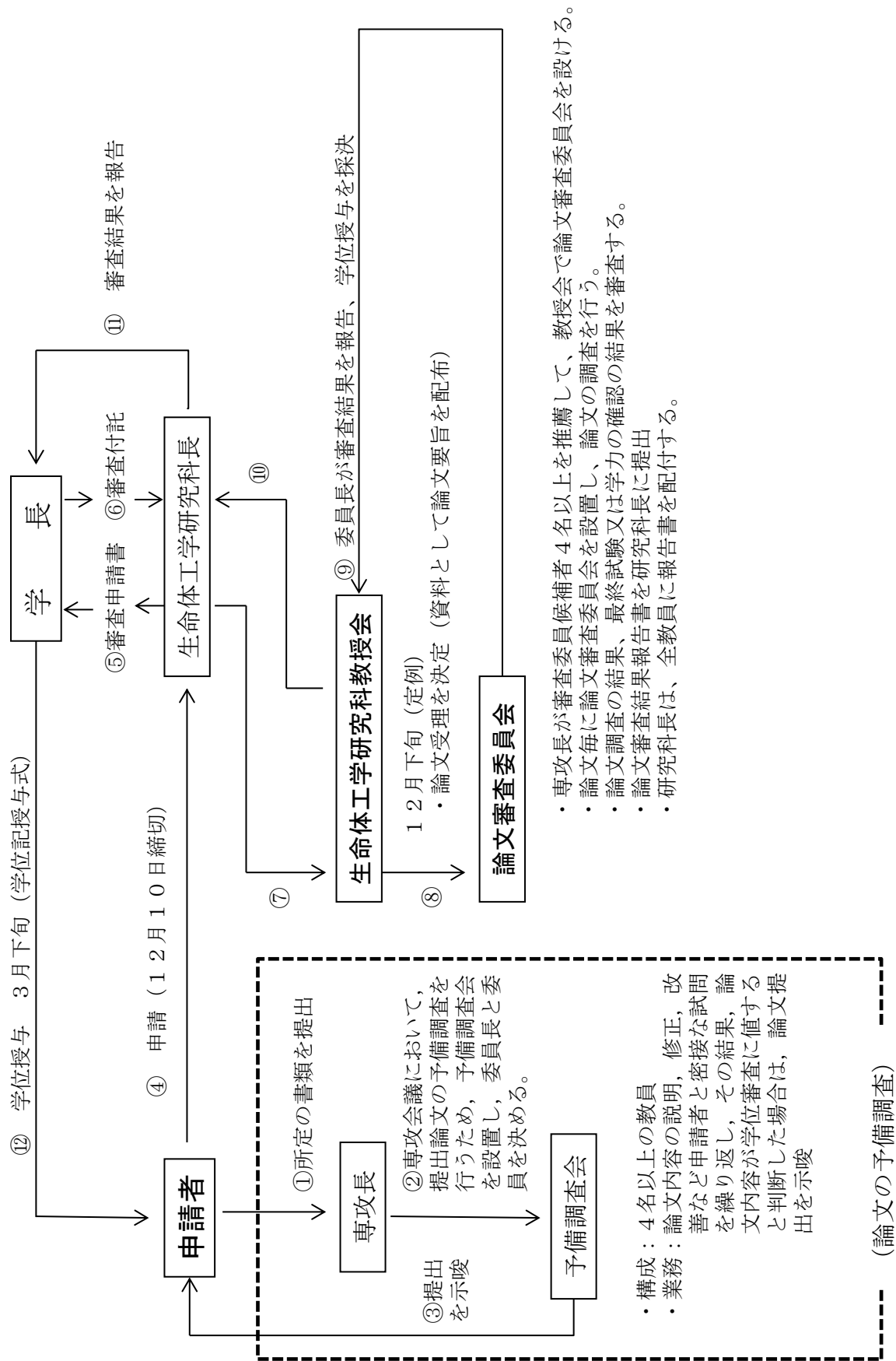
博士の学位に関する下記の者の学位論文審査委員会委員の候補者として、下記のとおり推薦します。

記

論文提出者		
論文題目		
審査委員会 委員候補者	審査委員長	
	審査委員	
	審査委員	
	審査委員	
	審査委員	

- * 審査委員会は、4 名以上の委員で構成。
- * 指導教員は、審査委員長にはなれない。
- * 審査委員に、指導教員が加わる場合は、氏名の横に「（指導教員）」と付記する。
- * 論文題目は、論文審査願の論文題目とする（大文字小文字等も同一すること）。

学位審査のプロセス（3月修了の場合）



博士の学位授与に関する日程

1. 学位記授与の日 3月の学位記授与式当日、6月下旬、9月下旬、12月下旬

2. 日程

事 項	学位を授与する月			
	3月	6月	9月	12月
(1) 論文の審査申請 ・ 申請者は、予備審査を経て研究科長に申請 ・ 審査用論文2冊を提出	12月10日	3月10日	6月10日	9月10日
(2) 学長に申請	12月中旬	3月中旬	6月中旬	9月中旬
(3) 学長から審査付託	〃	〃	〃	〃
(4) 教授会 ・ 論文受理を決定	12月下旬	3月下旬	6月下旬	9月下旬
(5) 論文審査委員会の審査開始	1月上旬	4月上旬	7月上旬	10月上旬
(6) 論文審査委員会の審査終了	2月中旬	5月中旬	8月中旬	11月中旬
(7) 教授会 ・ 論文審査結果を報告 ・ 学位授与を決定	2月下旬	5月下旬	8月下旬	11月下旬
(8) 学長に学位授与を申請	3月上旬	6月上旬	9月上旬	12月上旬
(9) 学位記を授与 ・ 3月は学位記授与式当日、その他は当該月に適宜 ・ 学位授与の1週間前までに「学術機関リポジトリ登録許諾書」、PDFにした学位論文データを収めたCD-R等の記録媒体を提出 ・ 同じく、「博士論文の要旨及び審査結果の要旨」をデータで生命体工学研究科の教務・入試係に提出	3月下旬	6月下旬	9月下旬	12月下旬

(6) 九州工業大学大学院生命体工学研究科学位論文審査基準

〔平成27年11月12日〕
〔生命体工学研究科運営会議制定〕

九州工業大学大学院生命体工学研究科は、学位論文について、学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野にて必要なものは当該専攻が定めることとする。

【修士論文】

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 申請された学位に妥当であるとともに、論文（研究テーマ）の問題設定が明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること。
3. 論文の新規性又は独創性が明示されていること。
4. 先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の位置づけを明示していること。
5. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
6. 語法、文章表現、引用等が適切になされ、修士論文として体裁が整っていること。
7. 論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解に行われたこと。
8. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること。

【博士論文】

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 申請された学位に妥当であるとともに、論文（研究テーマ）の問題設定が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること。
3. 論文の新規性又は独創性が明示され、当該分野の学問の発展に貢献できる内容を含むこと。
4. 先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の学術的あるいは社会的な位置づけを明示していること。
5. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
6. 語法、文章表現、引用等が適切になされ、博士論文として体裁が整っていること。
7. 論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解に行われたこと。
8. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること。

(7) 九州工業大学学生交流に関する規則

昭和59年 3月16日

九工大規則第6号

改正	昭和62年	3月	4日	九工大規則第8号
	昭和63年	4月	6日	九工大規則第10号
	平成3年	3月	5日	九工大規則第1号
	平成3年	11月	6日	九工大規則第15号
	平成7年	9月	4日	九工大規則第9号
	平成11年	11月	5日	九工大規則第14号
	平成13年	4月	4日	九工大規則第21号
	平成16年	5月	12日	九工大規則第67号
	平成18年	3月	1日	九工大規則第11号
	平成19年	4月	1日	九工大規則第59号
	平成19年	8月	2日	九工大規則第71号
	平成20年	4月	1日	九工大規則第3号
	平成21年	7月	2日	九工大規則第10号
	平成23年	6月	1日	九工大規則第15号
	平成27年	3月	4日	九工大規則第11号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 派遣学生及び派遣研究学生（第3条－第10条）

第3章 特別聴講学生，特別研究学生及び短期訪問学生（第11条－第18条）

第4章 大学院国際共同教育学生（第19条－第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目 的）

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生で、他大学等又は他大学の大学院（以下「他大学等」という。）の授業科目の履修を志願する者（以下「派遣学生」という。）及び、本学の大学院の学生で、他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを志願する者（以下「派遣研究学生」という。）並びに、他大学等の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者（以下「特別聴講学生」という。）及び、他大学の大学院の学生で、本学の研究指導を志願する者（以下「特別研究学生」という。）並びに、他の大学若しくは大学院の学生又は外国の大学若しくは大学院の学生で、短期に本学の教育研究指導等を志願する者（以下「短期訪問学生」という。）並びに、本学の大学院の学生及び外国の大学の学生で、本学と外

国の大学（以下「両大学」という。）が共同で教育を行い双方が学位を授与する大学院国際共同教育（以下「大学院国際共同教育」という。）を志願する者（以下「大学院国際共同教育学生」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（大学間の協議）

第2条 学則第13条第1項、第36条第1項及び第36条の2第1項並びに学則第55条第1項、第76条第1項、第77条第1項及び第77条の2第1項に掲げる本学と当該大学との協議は、次に掲げる事項について、当該学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲又は研究題目
- (2) 履修期間又は研究指導期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取り扱い方法
- (6) その他必要事項

2 派遣学生及び派遣研究学生の派遣並びに特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生の受入れの許可は、前項の大学間の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行うことが困難な場合には、事前協議を欠くことができる。

第2章 派遣学生及び派遣研究学生

（出願手続）

第3条 派遣学生として、他大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学部長（大学院にあっては当該学府長又は研究科長。以下「学部長等」という。）に願出しなければならない。

2 派遣研究学生として、他大学の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）に願出しなければならない。

（派遣の許可）

第4条 前条の願出があったときは、教授会の審議を経て、学部長等が当該大学等の長に依頼し、その承認を経て、学長が派遣を許可する。

（履修期間）

第5条 派遣学生の履修期間又は派遣研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が許可することができる。

2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（派遣研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとする。

（修業年限及び在学期間の取り扱い）

第6条 派遣学生としての履修期間及び派遣研究学生としての研究指導期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は履修期間が終了したときは、直ちに学部長等に所定の履修報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

2 派遣研究学生は研究指導期間が終了したときは、直ちに学府長等に所定の研究報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、教授会の審議を経て、学長が次の単位数を限度として本学において修得したものとして認定する。

(1) 学部の学生にあつては60単位

(2) 大学院の学生にあつては10単位

(授業料等)

第9条 派遣学生又は派遣研究学生（以下「派遣学生等」という。）は、派遣期間中においても学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣学生等の受け入れ大学等における授業料その他の費用の取り扱いは、大学間協議により定めるものとする。

(派遣許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の審議を経て、当該他大学等の学部等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 履修又は研究遂行の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣学生等として、当該他大学等の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生

(出願手続)

第11条 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生（以下「特別聴講学生等」という。）を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に当該他大学等の長又は学部等の長を通じて、学部長等に提出しなければならない。ただし、短期訪問学生については、第2号に規定する証明書は省略することができる。

(1) 本学所定の特別聴講学生願、特別研究学生願又は短期訪問学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 当該他大学等の長又は学部等の長の推薦書

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生等の受入れの許可は、当該他大学等の長又は学部等の長からの依頼に基づき、教授会の審議を経て、学長が行う。

2 前項の選考の結果に基づき受入れの許可を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、誓約書を提出しなければならない。

(履修期間等)

第13条 特別聴講学生の履修期間又は、特別研究学生の研究指導期間は1年以内、短期訪問学生の教育研究指導等の期間は1週間以上3月以内とする。ただし、やむを得ない事情により履

修期間、研究指導期間又は教育研究指導等の期間を変更する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が許可することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（特別研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとし、短期訪問学生の教育研究指導等の期間を延長するときは、通算して6月を超えない範囲とする。

（授業科目の範囲）

第14条 特別聴講学生が履修することのできる授業科目の範囲又は特別研究学生が研究することのできる研究の範囲は、大学間の協議の定めるところによる。

- 2 短期訪問学生のうち、授業科目の履修を希望する者は、受入れ教員が必要と認めた場合に限り、授業科目担当教員の許可を得て、当該講義、演習又は実験に出席することができる。

（学業成績証明書等）

第15条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部長等は、学業成績証明書を交付するものとする。

- 2 特別研究学生が所定の研究を修了したときは、学府長等は、研究指導状況報告書を交付するものとする。
- 3 短期訪問学生が所定の教育研究指導等の期間を終了したときは、学部長等は、本人の願い出により、証明書を交付することができる。
- 4 短期訪問学生が、前条第2項の規定により授業科目の履修を修了したときは、学業成績証明書を交付することができる。

（学生証）

第16条 特別聴講学生等は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

（検定料、入学料及び授業料）

第17条 特別聴講学生等に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生等が国立大学等の学生であるときは、本学での授業料は徴収しない。
- 3 特別聴講学生等が公立若しくは私立の大学等又は外国の大学等の学生であるときは、九州工業大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号。以下「費用規程」という。）に定める聴講生又は研究生の授業料と同額の授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、短期訪問学生について、受入れ期間が1月に満たないときは、次の各号に定める授業料を納入しなければならない。

- (1) 学部の学生にあつては、費用規程第3条第1項別表第1に定める聴講生の1単位分の授業料

- (2) 大学院の学生にあつては、費用規程第3条第1項別表第1に定める研究生の月額分の授業料

- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する特別聴講学生等に係る授業料は、徴収しない。

- (1) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月高等教育局長裁定）に基づく場合

- (2) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月高等教育局長裁定）に基づく場合

- (3) 大学間交流協定（学部間交流協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づく外国人留学生に

- に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月学術国際局長裁定）に基づく場合
- 5 既納の授業料は、還付しない。
- （受入れ許可の取り消し）

- 第18条** 特別聴講学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が、当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が受入れ許可を取り消すことができる。
- (1) 履修又は研究の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生等として、本学の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4章 大学院国際共同教育学生

（出願及び選考等）

- 第19条** 大学院国際共同教育学生は、両大学の大学院に在学する学生のうち、大学院国際共同教育を希望する者の中から両大学において選考の上、決定する。
- 2 大学院国際共同教育学生は、両大学において大学院学生としての身分を有する。
- （留 学）

- 第20条** 大学院国際共同教育学生が外国の大学院において教育を受ける期間は、留学として取り扱う。
- 2 前項により留学するときは、あらかじめ学長の許可を得るものとする。
- 3 第1項により留学した期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。
- （履修方法等）

- 第21条** 教育課程及び履修方法等は両大学の定めるところによる。
- 2 本学における教育及び研究指導の期間は、留学の期間を除き、1年以上とする。
- 3 学位論文は、両大学において指導教員の共同指導のもと、それぞれ作成するものとする。
- 4 両大学は、大学院国際共同教育学生の受入に際し、それぞれ指導教員を定め、共同で履修指導を行うものとする。
- 5 その他の大学院国際共同教育の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。
- （検定料、入学料及び授業料）

- 第22条** 検定料、入学料及び授業料の取り扱いは、大学院国際共同教育を行う当該大学との交流協定に基づくものとする。

第5章 雑則

（雑 則）

- 第23条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年3月16日から施行する。

附 則（昭和62年九工大規則第8号）

この規則は、昭和62年3月4日から施行する。

附 則（昭和 63 年九工大規則第 10 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 6 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年九工大規則第 1 号）

この規則は、平成 3 年 3 月 5 日から施行し、この規則による改正後の九州工業大学学生交流に関する規則の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年九工大規則第 15 号）

この規則は、平成 3 年 11 月 6 日から施行する。

附 則（平成 7 年九工大規則第 9 号）

この規則は、平成 7 年 9 月 4 日から施行する。

附 則（平成 11 年九工大規則第 14 号）

この規則は、平成 11 年 11 月 5 日から施行する。

附 則（平成 13 年九工大規則第 21 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 4 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年九工大規則第 67 号）

この規則は、平成 16 年 5 月 12 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年九工大規則第 11 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(8) 九州工業大学情報システム利用規程

平成20年7月2日

九工大規程第22号

改正 平成22年3月 8日九工大規程第10号

平成28年3月29日九工大規程第27号

九州工業大学情報システム利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、九州工業大学(以下「本学」という。)における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ポリシー 本学が定める九州工業大学情報セキュリティポリシーに関する基本規程をいう。
- (2) その他の用語の定義は、ポリシーで定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は本学構成員及び許可を受けて本学情報システムを利用する者に適用する。

(遵守事項)

第4条 本学情報システムの利用者は、この規程及び本学情報システムの利用に関する手順及び九州工業大学個人情報の管理に関する規則(平成17年九工大規則第6号)を遵守しなければならない。

(アカウントの申請)

第5条 本学情報システムを利用する者は、本学情報システム利用申請書を各情報システムにおける情報セキュリティ責任者に提出し、情報セキュリティ責任者からアカウントの交付を得なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りではない。

2 学外者に本学情報システムを臨時的利用させることを目的としてアカウントの交付を受ける場合、申請者は学外者に本規程を遵守させなければならない。

3 前項の目的によるアカウントの利用が不要になった場合、申請者は速やかに情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。

(IDとパスワードによる認証の場合)

第6条 利用者は、アカウントの管理に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、アカウントを利用して、学外から本学情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない。
- (2) 利用者は、自分のアカウントを他者に使用させ、または認証情報を他者に開示してはならない。
- (3) 利用者は、他者の認証情報を聞き出し、又は使用してはならない。
- (4) 利用者は、パスワードを利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない。

い。

- (5) 利用者は、アカウントによる認証接続中の利用者端末において、他の者が無断で画面を閲覧・操作することができないように配慮しなければならない。
- (6) 学外の不特定多数の人が操作(利用)可能な端末を用いてアカウントによる認証接続を行ってはならない。
- (7) 利用者は、アカウントを他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (8) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。

(IC カードを用いた認証の場合)

第6条の2 IC カードの交付を受けた利用者は、IC カードの管理について次の各号を遵守しなければならない。

- (1) IC カードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければならない。
- (2) IC カードを他の者に付与若しくは貸与、又は他の者の IC カードを使用したりしてはならない。
- (3) IC カードを紛失しないように管理しなければならない。紛失した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (4) IC カードを利用する必要がなくなった場合、又は利用資格がなくなった場合は、これを情報セキュリティ責任者が定める手続きにより返納しなければならない。
- (5) IC カードに記載された券面及び格納された電子証明書の内容が変更される場合には、遅滞なく情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (6) 情報セキュリティ責任者が IC カードに格納した電子証明書を、情報セキュリティ責任者の許可なく削除してはならない。
- (7) IC カード使用時に利用する PIN は、利用者パスワードガイドラインに準じて適切に管理しなければならない。

(情報機器の利用)

第7条 利用者は、様々な情報の作成、利用及び保存等のための情報機器の利用にあたって、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、本学情報ネットワークに新規かつ固定的に情報機器を接続しようとする場合は、事前に接続を行おうとする部局の情報セキュリティ責任者に接続の許可を得なければならない。ただし、情報コンセントや無線 LAN からあらかじめ指定された方法により本学情報システムに接続する場合はこの限りではない。
- (2) 利用者は、前号により許可を受けた情報機器の利用を取りやめる場合には、情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。
- (3) 情報機器において、認証システム及びログ機能を動作させることが定められている場合には、それらの機能を設定し、動作させなければならない。なお、不正ソフトウェア対策機能が導入されている機器にあつては、その機能が最新の状態でシステムを保護するように努めなければならない。

- (4) 情報機器は既知の脆弱性の影響を被ることのないよう可能な限り最新の状態を保たなければならない。
- (5) 利用者は、情報漏えいを発生させないように対策し、情報漏えいの防止に努めなければならない。
- (6) 利用者は、情報機器の紛失及び盗難を発生させないように注意しなければならない。
- (7) 情報機器の紛失及び盗難が発生した場合は、速やかに情報システムセキュリティ管理者に届け出なければならない。
- (8) 別途定める情報機器取扱ガイドラインに従い、これらの情報機器の適切な保護に注意しなければならない。

(利用者による情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第8条 利用者は、毎年度1回は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

2 教職員等(利用者)は、着任時、異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育を原則として受講しなければならない。

3 利用者は、情報セキュリティ対策の訓練に参加しなければならない。

(情報の取り扱い)

第9条 利用者は、格付けされた情報を情報格付け取扱手順に従って取り扱わなければならない。

(制限事項)

第10条 本学情報システムについて次の各号に定める行為を行う場合には、統括情報セキュリティ責任者の許可を受けなければならない。

- (1) ファイルの自動公衆送信機能を持った P2P ソフトウェアを教育・研究目的で利用する行為
- (2) 教育・研究目的で不正ソフトウェア類似のコード並びにセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用及び配布する行為
- (3) ネットワーク上の通信を監視する行為
- (4) 本学情報機器の利用情報を取得する行為及び本学情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (5) 本学情報システムの機能を著しく変える可能性のあるシステムの変更

(禁止事項)

第11条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 指定以外の方法による本学情報システムへのアクセス行為
- (3) あらかじめ指定されたシステム以外の本学情報システムを本学外の者に利用させる行為
- (4) 守秘義務に違反する行為
- (5) 差別、名誉毀損、信用毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
- (6) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (7) 前条第2号に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為
- (8) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (9) 通信の秘密を侵害する行為
- (10) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用。ただし、最高情報セキュリティ責任者が認めた場合はこの限りではない。

- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為
- (13) その他法令に基づく処罰の対象となる行為
- (14) 上記の行為を助長する行為

(違反行為への対処)

第 1 2 条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、情報セキュリティ責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

3 調査によって違反行為が判明したときは、情報セキュリティ責任者は統括情報セキュリティ責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずるよう依頼することができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 管理運営部局に対する当該行為者のアカウント停止、または削除命令
- (4) 学術情報委員会への報告
- (5) 本学学則及び就業規則に定める処罰
- (6) その他法令に基づく措置

(電子メールの利用)

第 1 3 条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別途定める電子メール利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

(ウェブの利用及び公開)

第 1 4 条 利用者は、ウェブの利用及びウェブによる情報公開に際し、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送信又はファイルのダウンロード等を行う際には、ウェブブラウザ利用ガイドラインに従わなければならない。
- (2) 利用者は、部局学術情報委員会に許可を得て、情報発信ガイドラインに従いウェブページを作成し、公開することができる。
- (3) 利用者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、事前に各部局の学術情報委員会に申請し、許可を得なければならない。また、ウェブサーバを公開する利用者は、運用期間中、ウェブサーバの脆弱性対策や情報の改ざんに関する点検を定期的に行わなければならない。
- (4) ウェブページやウェブサーバ運用に関して、本規程及びガイドラインに違反する行為が認められた場合には、全学又は各部局の学術情報委員会は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことができる。

(学外からの本学情報システムの利用)

第 1 5 条 利用者は、学外からの本学情報システムへのアクセスにおいて、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、学外から本学情報システムへアクセスする場合には、事前に統括情報セキュリティ責任者の許可を得たうえで、指定された方法で利用しなければならない。
- (2) 利用者は、アクセスに用いる情報システムを許可された者以外に利用させてはならない。
- (3) 利用者は、統括情報セキュリティ責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報を複製保存してはならない。

(安全管理義務)

第16条 利用者は、自己の管理する情報機器について、本学資産であるか否か、及び本学情報ネットワークとの接続の状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に従って利用しなければならない。

- (1) ソフトウェアの状態及び不正ソフトウェア対策機能を最新に保つこと。
- (2) 不正ソフトウェア対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開かないこと。
- (3) 不正ソフトウェア対策機能の自動検査機能を有効にしなければならない。
- (4) 不正ソフトウェア対策機能により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを確認すること。
- (5) 外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正ソフトウェアが存在しないことを確認すること。
- (6) 常に最新のセキュリティ情報に注意し、不正ソフトウェア感染の予防に努めること。

(インシデント対応)

第17条 利用者は、本学情報システムの利用に際して、インシデントを発見したときは、インシデント対応手順に従って行動しなければならない。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第18条 利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を行ってはならない。

(雑 則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月2日から施行する。

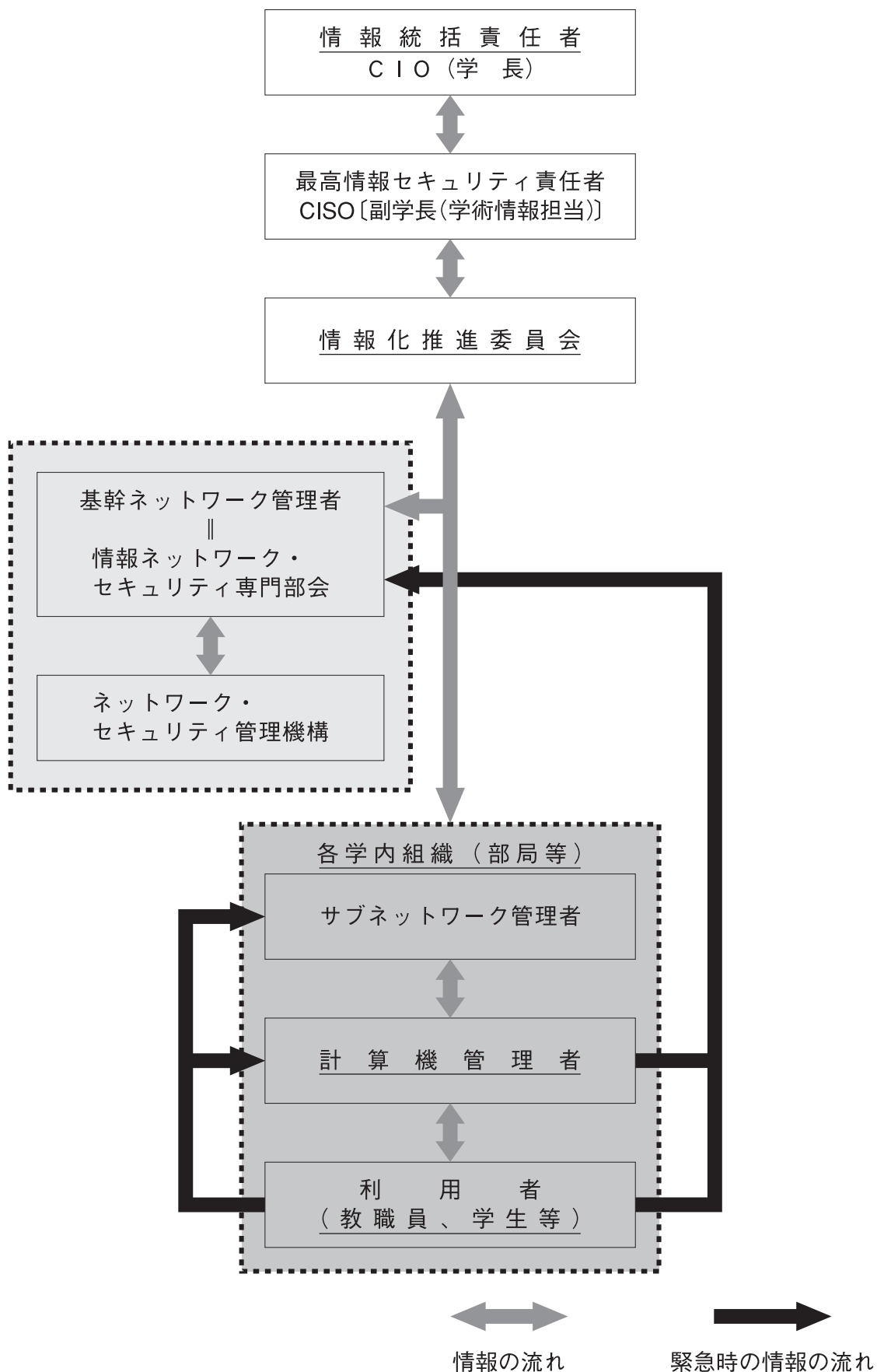
附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月29日から施行する。

情報セキュリティ・不正アクセス防止関係の委員会組織図



VI. 諸願届及び手続きについて

諸願届及び手続きについては、教務・入試係または学生・留学生係へ申し出ること。

種別	所要事項
休 学 願 保証人の連署を要する。	疾病その他やむを得ない事由により、2ヶ月以上就学を休止しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに医師の診断書又は詳細な事由書を添えて願い出て、許可を受けなければならない。(様式1)
復 学 願 保証人の連署を要する。	休学期間が満了になったとき、又は休学期間中において事由の減少したときは、原則として1ヶ月前までに願い出て、許可を受けなければならない。疾病の快復により復学する者は、医師の診断書を添付すること。(様式2)
退 学 願 保証人の連署を要する。	事由を詳記して(病気の場合は、医師の診断書添付)、原則として1ヶ月前までに願い出て、許可を受けなければならない。(様式3)
死 亡 届	死亡診断書を添付して10日以内に届け出なければならない。(様式適宜)
改姓名届	戸籍抄本を添えて10日以内に届け出なければならない。(様式4)
保証人変更届	保証人を変更した場合に届け出なければならない。(新保証人による保証書を添付すること。)(様式5)
欠 席 届	疾病その他やむを得ない事由により、欠席(2ヶ月以内)する場合は、届け出ること。 なお、疾病による場合は、医師の診断書を添付すること。(様式6)
住所変更届	転居したときは、3日以内に届け出ること (様式7)
学 生 証	紛失した場合は、直ちに届け出て再交付を受けること。 なお、修了・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返納しなければならない。
学業成績証明書 単位修得証明書 その他諸証明書	証明書発行願に必要事項を記入して申し込むこと。 なお、証明書の交付は、申し込みの2日後になるので余裕をもって申し込むこと。
通学証明書	学生証を提示し、所定の手続きをとって交付を受けること。通学定期券購入のための通学証明書は、現住所の最寄駅から大学までの区間について交付する。
在学証明書 修了見込証明書 旅客運賃割引証 (学 割)	学生証により、自動証明書発行機で交付が受けられる。

「注」

1. 様式1～7についての書式は次頁以降参照のこと。

2. 旅客運賃割引証(学割証)

学生が帰省、実験実習、体育活動、文化活動、就職等のためにJRの鉄道、航路又は自動車線で旅行しようとするときは、学生証を呈示のうえ学割証の交付を受けることができる。

(1) 1人あたりの年間交付枚数 10枚以内

(2) 有効期限は発行日から3ヶ月間

(3) 他人名義の割引証を使用したり、又、他人に割引証を貸したり学生証を所持しないで乗車したときなどは、普通旅客運賃の3倍の追徴金を支払わねばならない。

様式 1

休 学 願

九州工業大学大学院
生命体工学研究科長 殿

平成 年 月 日

(学生番号) 専攻 第 年次

フリガナ
氏 名
昭和・平成 年 月 日生

下記の理由により、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
休学したいので許可願います。

記

理由（病気の場合は、医師の診断書を添付すること）

(郵便番号)
住 所
本 人
氏 名 ⑩

(郵便番号)
住 所
保証人
氏 名 ⑩

様式 2

復 学 願

平成 年 月 日

九州工業大学大学院
生命体工学研究科長 殿

(学生番号)
専攻 第 年次

氏 名
昭和・平成 年 月 日生

かねて休学中のところ、このたび平成 年 月 日から復学したいので
許可願います。

記

(郵便番号)
住 所
本 人
氏 名 (印)

(郵便番号)
住 所
保証人
氏 名 (印)

※ 病気休学者は、医師の診断書を添付すること。

様式 3

退 学 願

平成 年 月 日

九州工業大学長 殿

(学生番号) 専攻 第 年次

氏 名
昭和・平成 年 月 日生

下記の理由により、平成 年 月 日付けで退学したいので
許可願います。

記

理由（病気の場合は、医師の診断書を添付すること）

(郵便番号)
住 所
本 人
氏 名 ⑩

(郵便番号)
住 所
保証人
氏 名 ⑩

改 姓 名 届

平成 年 月 日

九州工業大学大学院
生命体工学研究科長 殿

(学生番号 専攻 第 年次)

氏 名
昭和 年 月 日生

下記のとおり改姓（改名）したいのでお届けいたします。

記

改 姓 名	
旧 姓 名	
事 由	
改姓名年月日	

（備考）戸籍抄本 1 通を添付すること。

保 証 人 変 更 届

平成 年 月 日

九州工業大学大学院
生命体工学研究科長 殿

(学生番号 専攻 第 年次)

氏 名
昭和 年 月 日生

このたび下記のとおり保証人を変更しましたので、お届けします。

記

1. 新保証人 住 所 (郵便番号)

氏 名 印

2. 旧保証人 住 所 (郵便番号)

氏 名 印

3. 事 由

※保証書は添付すること。

様式 6

欠 席 届

平成 年 月 日

九州工業大学大学院生命体工学研究科長 殿

(学生番号)

生命体工学研究科 専攻 第 年次

本人氏名

保証人住所

保証人氏名

このたび、下記により欠席しますので、お届けします。

記

1. 欠 席 日

平成 年 月 日 か ら

平成 年 月 日 ま で

(日間)

2. 欠席の理由

3. 授業科目数

(注) 病気で一週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

様式 7

住 所 変 更 届

平成 年 月 日

九州工業大学大学院
生命体工学研究科長 殿

(学生番号)
専攻 第 年次

氏 名
昭和・平成 年 月 日生

このたび下記のとおり住所を変更しましたので、お届けします。

記

1. 移転年月日 平成 年 月 日

2. 新 住 所 (郵便番号)

電話 :

携帯 :

3. 旧 住 所 (郵便番号)

Ⅶ. 非常変災時における授業等の取扱いに関する申合せ

改正 平成19年10月1日

平成22年3月31日

この申合せは、福岡県下に暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令された場合及び地震災害等が発生した場合に、学生の事故の発生を防止することを目的として、授業（試験を含む）の取扱いに関し必要な事項を定める。

1. 暴風警報、大雨警報、洪水警報

- (1) 台風接近に伴い福岡県下に警報等が発令され、JR九州、西鉄バスなどの各種公共交通機関が運休した場合は、次のとおり措置する。

運休解除時刻

授業の取扱い

午前6時以前に解除された場合……………全日授業実施

午前9時以前に解除された場合……………午前休講・午後授業実施

午前9時を経過しても解除されない場合……………全日授業休講

※交通機関等の解除に関する確認はラジオ、テレビ等の報道による。

- (2) その他台風等の災害により通学が困難と認められる場合の休講措置については、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

2. 地震災害

地震災害時の休講措置については、地震の規模、交通機関の運休状況を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

3. 降雪等災害

大雪警報が発令された場合の休講措置については、第1項（1）の取扱いを準用する。

なお、大雪警報が発令されない場合でも、降雪、道路凍結により通学が困難と認められる場合は、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で休講措置を行う。

4. その他の災害等

その他の災害及びJR九州等の各種公共交通機関の障害等により必要と認められる場合の休講措置については、交通情報を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

5. ストライキに伴う授業措置

公共交通機関におけるストライキの場合の休講措置については、第1項（1）の取扱いを準用する。

6. 学生への措置

上記第1項から5項の非常変災に該当せず休講措置されない場合でも、通学が困難なため学生が授業に欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合に

は、本人の不利益にならないよう配慮する。

7. その他の措置

上記以外に学長が指名する副学長から別途指示があった場合は、その指示に従う。

8. 休講措置の周知方法等

- (1) 担当事務部は、学生に対して掲示等により速やかに周知させるとともに、電話等による問い合わせに速やかに応じる。
- (2) 九州工業大学のホームページに掲載する。
非常勤講師に対する連絡体制を確立させておく。

9. 休講措置の補講

休講措置をした場合は、当該学期の授業調整期間に補講を行う。

附 則

この申合せは、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附属図書館利用案内

<https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/>

若松キャンパスの皆様は、北九州学術研究都市「学術情報センター」と、九州工業大学の図書館（戸畑・飯塚に各1館）をご利用いただけます。ここでは、九州工業大学附属図書館の利用についてご案内します。

北九州学術研究都市「学術情報センター」の利用については、ウェブサイト(<http://media-lib.hibikino.ne.jp/>)をご参照ください。

◇ 開館日・開館時間

曜日	授業期間	春・夏・冬季及び 臨時休業期間	学期末試験期間 (試験1週間前から)
月曜日～金曜日	8:30 - 20:00	9:30 - 17:00	8:30 - 22:00
土曜日	11:00 - 19:00	休館	11:00 - 19:00
日曜日・祝日	休館	休館	11:00 - 19:00

※夏休み等、臨時休館することがあります。

※本館（戸畑）と分館（飯塚）で異なることがあります。詳しくは図書館ウェブサイトをご確認ください。

◇ 入館

学生証が図書館利用者票を兼ねています。 ※キャンパスカードとは異なりますのでご注意ください。

入館の際は、学生証を入館ゲートに読み取らせてください。

◇ 借りる・返す・コピーする

資料を借りるときは、借りたい資料に学生証を添えてカウンターへお持ちください。自動貸出機でも手続きが可能です。

[貸出冊数・貸出期間]

学生用図書	研究用図書	雑誌	視聴覚資料
10冊・2週間	1ヶ月	5冊・1週間	2巻・3日間

（夏季休業期間には長期貸出を行います。詳細は掲示やウェブサイトでお知らせします）

返すときは、図書館開館中はカウンターへ、閉館中は返却ポストへお返してください。若松キャンパスからの学内便での返却も可能です。返却が遅れた場合、返却が完了するまで貸出停止となります。返却期限は必ず守ってください。

館内にコピー機を設置しており、著作権の範囲内で資料のコピーを取ることができます。コピー機の利用には、生協で販売されているコピーカードが必要です。

◇ 取り寄せる

- ・ 本館・分館の図書取り寄せ（無料）

本館（戸畑）・分館（飯塚）にある図書・視聴覚資料を取り寄せることができます。

所蔵図書館へメールで依頼してください。学内便で所属研究室へ送付いたします。

- ・ 文献複写・相互貸借（有料）

学内にない資料は、国内や海外の他の図書館等から複写物や図書を取り寄せることができます。

戸畑・飯塚キャンパスの資料の複写物を取り寄せることもできます。

いずれも複写料がかかります。

利用登録の上、マイライブラリから本館（戸畑）へ依頼してください。学内便で所属研究室へ送付いたします。

☆ レファレンスサービス

資料の探し方や、図書館の利用方法などについて質問や相談に応じています。カウンターへ直接、またはメールでお尋ねください。

E-mail: tos-service@jimu.kyutech.ac.jp 電話 093 (884) 3074

☆ 図書館にない本の購入希望を出す

図書館に必要な本がないときは、購入希望を出すことができます。ウェブサイトのフォームから申し込むか、カウンターに「図書購入リクエスト」を提出してください。

☆ パソコン等の機器を使う

・ パソコン・無線 LAN

館内にパソコンを設置しています。また、無線 LAN (KIT-A, B) が利用できます。
利用には九工大 ID が必要です。

・ 機器の貸出

ノートパソコン、iPad、電子辞書(戸畑のみ)が利用できます。カウンターで貸出手続きを行ってください。
※当日館内のみの利用になります。ネットワークは無線 LAN を利用してください。

☆ ラーニングコモンズ

可動式の椅子や机を組み合わせ、学生の皆さんのニーズに合わせた学習空間を作り出すことができる「ラーニングコモンズ」を設置しています。授業やイベント、プレゼンテーション、ディスカッション等に利用できるほか、パソコンや AV 機器を使った自学自習も可能です。アクティブラーニングの場として各人に合った使い方を探してみてください。

○図書館連絡先

【戸畑】 図書館サービス係

TEL:093-884-3074 FAX:093-884-3075 E-mail:tos-service@jimu.kyutech.ac.jp

【飯塚】 情報工学部分館図書係

TEL: 0948-29-7541 FAX: 0948-29-7543 E-mail:tos-jphotosyo@jimu.kyutech.ac.jp

◆ ウェブサービス

◇ マイライブラリ

マイライブラリは、本学に所属する教職員・学生・院生等向けの図書館オンラインサービスです。以下のよう
なサービスが利用できます。サービスの利用には九工大IDが必要です。

利用には九工大 ID が必要です。

[マイライブラリでできること]

- ・学外からの文献複写取り寄せや図書借用の申込
- ・貸出中資料の予約・予約取消
- ・借りている資料、予約している資料の状況照会
- ・貸出期間の延長
- ・登録した条件にあてはまる新着図書・雑誌の表示
- ・これまでに借りた資料の表示
- ・マイフォルダの利用

◇ 九工大図書館蔵書データベース検索(OPAC)

九工大の図書館にある図書・雑誌・視聴覚資料、また電子ジャーナル等も検索できます。

◇ インターネット上で利用できる資料

九工大図書館では、紙の資料以外にも、インターネットを通じて以下のようなさまざまな資料を提供してい
ます。

すべて図書館ウェブサイトからアクセスできます。

基本的に学内からのみのアクセスとなりますが、九工大 ID でログインすることで、一部を除き学外からも利
用することができます。

- 電子ジャーナル 出版社別一覧:<https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/?q=list/ejournal>
電子ジャーナルとは、雑誌論文を電子化し、Web 上で全文を読むことができるようにしたものです。
Elsevier 社や Wiley 社などが発行する雑誌の論文を読むことができます。
- データベース 出版社別一覧:<https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/?q=list/database>
テーマに沿った雑誌論文や新聞記事、データを探すことができます。
- 電子ブック 出版社別一覧:<https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/?q=list/ebook>
電子版の書籍で、パソコンや スマートフォン、携帯読書端末などのディスプレイで読むことができ
ます。
- ビデオ・オン・デマンド(VOD)
タイトルリスト:https://www.lib.kyutech.ac.jp/libt/gakunaisenyo/vod_tobata/index.htm
ウェブ上で利用できる映像資料です。 ※学内利用限定
- 九州工業大学機関リポジトリ(Kyutacar) <https://kyutech.repo.nii.ac.jp/>
学内で生産された教育・研究成果情報を電子的に蓄積・保存し、無償で学内外に発信・提供するイ
ンターネット上のデータベースです。博士論文や教員の論文が収録されています。

大学院生命体工学研究科

大学院担当教員の
教育研究分野及び授業科目

教育研究分野及び授業科目

シラバスはこちら(<https://edragon-syllabus.jimu.kyutech.ac.jp/guest/syllabuses>)から閲覧してください。

生体機能応用工学専攻

講座名	主要研究分野	主要教育研究内容	授業科目	担当教員	所在地
グリーンエレクトロニクス	パワーエレクトロニクス	パワーエレクトロニクス技術を応用し、人や環境に優しく、省エネルギーを実現する電力変換装置の開発やその応用に関する研究を行う。具体的には電力用静止機器の交流-交流直接電力変換装置やモータやアクチュエータの高性能高効率駆動制御技術について研究を行っている。	パワーエレクトロニクス応用	花本 剛士	若松
	有機エネルギー変換エレクトロニクス・材料工学	生体の感覚システムは刺激を電気信号に変える高度なシステムを持っています。このメカニズムを分子的に解明し、応用することによって、高度な刺激-電気信号変換デバイスを作製します。例えば高効率太陽電池のような光-電気変換デバイス、燃料電池、光学素子などを習います。	有機エネルギー変換エレクトロニクス	早瀬 修二	若松
	パワー半導体、IGBT、パワーダイオード、信頼性	省エネのキーデバイスである高電圧パワー半導体の研究ならびにパワーエレクトロニクスへの応用、高信頼化、制御の高度化・デジタル化についての研究を行っている。パワー半導体は、電気自動車や風力発電、高効率電力送電で広く活用されるようになっており、今後世界的に重要な技術になる。あたらしい半導体の技術で、省エネやCO2削減を目指している。	パワー半導体デバイス	大村 一郎	若松
	ナノ構造・エネルギー変換システム	自然界の光合成システムを再現する光電変換システムを研究することである。また機能性ナノ材料のデザイン及び合成を行い、それらの応用に関する研究を行っています。特に高効率・低コストな次世代薄膜太陽電池、燃料電池、リチウム電池などの研究開発を目指しています。	ナノ材料とエネルギー変換	馬 延麗	若松
	電気化学デバイス・有機エレクトロニクス・材料工学	光合成の仕組みを利用した太陽光を電気に変える有機系の次世代太陽電池の研究を行っている。目的を達成するためには太陽光を吸収する新色素(近赤外、赤外吸収色素)の合成、電荷を電荷を効率的に運ぶ高い電子及びホール輸送する有機半導体の開発が必須である。我々は、上記光機能性分子を分子軌道計算で設計、合成し、それらの応用は太陽電池及び有機エレクトロニクス分野に有用性を評価している。計算化学-合成-基礎物性デバイス評価までの広い領域をカバーし、高効率有機太陽電池と有機エレクトロニクスデバイス作製のための指針を提案し、環境を通じて社会に貢献することを研究の目的としている。	先端電気化学工学	パンディシャム スティール	若松
	生体熱工学	生体は、熱・物質移動のシステムである。医療においては、熱的効果(凍結、低温、高温、温熱など)が利用され、また、人体にとつての環境において、熱的因子は、快適性、安全性の点から重要な役割を果たす。当該分野では、熱工学や伝熱工学を基礎とし、生体工学、医療、環境などの課題について、研究・教育を行う。主に、機械工学の熱工学的手法と考え方を、現象の定量化、計測、数学的モデル化、数値予測、プロセスとデバイスの設計・最適化などを行う。さらに、その成果をバイオ・医療・環境技術に役立てる。(生体熱工学、バイオ伝熱工学、バイオトランスポート)。	生体熱工学	石黒 博	若松
	生体流体工学	先端医療をより高度化するため、機械工学、特に流体工学やそのほかの応用力学の知識を用い、(1)人工臓器開発のための血液流れの溶血・血栓現象の数値的・実験的解明、(2)衝撃波を利用したドラッグ・デリバリー・システムの開発、(3)衝撃波を利用した環境バイオプロセスの開発、(4)再生医療のための衝撃波細胞増殖制御、血液内の白血球の走化性の物理的解明とマイクロマシン動力源としての応用、(5)循環器系流れのフラクタルを利用した流れの数値シミュレーションとその高速計算のアルゴリズムの開発、(6)気泡や超音波の医療応用、(7)衝撃波による細胞変形挙動解明、さらには(8)気泡を用いた上下水浄化システム向上、(9)高齢者の転倒による脳損傷のシミュレーションによる解析などの研究を行っています。	生体流体工学	玉川 雅章	若松

生体メカニクス	バイオマイクロデバイス	半導体加工などのマイクロ・ナノ加工技術を利用して実現される微小な構造と機能は、マイクロマシンやMEMS (Micro Electro Mechanical Systems)と呼ばれる。このMEMS技術とバイオ技術を融合することで、医療や創薬に貢献する革新的なマイクロデバイスを構築する。例えば、シリコン基板上に微小な培養容器、流路、電極などを形成し、その上で細胞を安定的に培養する技術、細胞を局所的に刺激する技術、細胞の電氣的・化学的応答を計測する技術などを構築し、再生医療や病気のメカニズム解明に必要な細胞解析、新薬の効果や安全性の評価などを行うことが可能なマイクロデバイスを実現する。	バイオMEMS	安田 隆	若松
	生体力学	生体の材料力学を基礎にした教育と研究を実施して、生体外の力学的環境や生体内の力学的状態が生体構成要素の機能に及ぼす影響を実験的に解明したり、計算機シミュレーションを通して現象を予測したりして、問題解決能力を養う。習得した技能は、生体機能の維持・回復、医療現場での診断・治療の支援や、製造業における人と接する製品の設計などに活用する。 (参考: http://www.life.kyutech.ac.jp/~yamada/)	生体力学	山田 宏	若松
	知能機械	近年、ロボット技術が医療・福祉分野に適用され、ロボットが人と接する機会が増えている。その場合、従来の産業用ロボットとは異なり、人とロボットが接したときのお互いの損傷が少ないよう柔軟な素材を使ってセンサやアクチュエータを構成することが必要である。そのような背景から、「柔軟なセンサ・アクチュエータの医療・福祉・産業への応用」を目指し、(1)低侵襲治療機器にも用いることのできる柔軟な触覚センサ、(2)血管内治療用シミュレーションシステム、(3)形状記憶材料や人工筋肉のロボットへの応用などの研究を行っている。	生体機械力学	高嶋 一登	若松
	生体機能材料	病気やけがにより損傷を受けた生体組織の機能を代替する生体材料の合成と評価を行っている。主として骨や歯、軟骨、靱帯等の修復に焦点を合わせ、材料の持つ特性を引き出しながら、優れた生体親和性を発揮する新素材を設計する。例えば、生体内で異物反応なく骨と自然に結合できる人工骨を、セラミックス、金属、高分子、あるいは有機-無機ナノハイブリッド等から創成し、その微細構造や化学的特性、生物学的親和性を評価する。さらに、生物が小さなエネルギー消費で骨や貝殻を作り出すプロセスに学び、常温常圧の下で高機能セラミックスを合成し、医療や環境浄化等に応用する試みも進めている。最近では、上記に加えてがん治療を支援するセラミックス微粒子の研究も展開している。	生体機能材料	宮崎 敏樹	若松
	環境材料創成工学	材料の機能の多くは、その起源を材料に含まれる元素の性質に依存している。その元素の役割を理解し、さらなる高機能化を実現することが可能になれば、二酸化炭素削減等の環境問題に貢献することができる。物性物理学の見地から材料の高機能化を推進し、環境に優しい材料の開発を目指している。	環境材料設計	飯久保 智	若松
	バイオメディカルロボティクス	本研究室では高精度かつ高速なロボット技術を応用することで生体のような柔らかいものの特性を計測する研究を行っている。これまで、人間のような大きなサイズから細胞のような小さいサイズのものまでその特性(硬さなど)を調べることを行い、生体機能との関連性を明らかにした。また、計測の際に必要なロボットやセンサについても独自の先端技術を開発している。 さらに、生体や細胞の特性を詳細に調べることで、これまでに知られていない新しい知見を得ることが期待できる。このような成果を基に革新的なバイオ・医療デバイスを開発するとともに、次世代のロボット開発に不可欠な材料、アクチュエータ、センサ、ソフトウェアなどの要素技術の開発を行う。	バイオロボティクス	川原 知洋	若松

環境共生工学	生物リサイクル工学	われわれの生体内では接種した食物から効率的にエネルギーと生体構成成分を取り出し、その後、巧みなシステムによって単純な老廃物として体外へ排出している。これらは再び他生物に利用され環境における物質循環を形成している。ここで注目すべきは生体内で廃棄物の処理に想像以上にエネルギーが消費されていることである。翻って、現在の世界はゼロエミッション、リサイクルと標榜されることはあっても、エネルギー消費を含む合理的なリサイクルシステムについて議論されることは少ない。ここでは、生体をモデルに社会における合理的なリサイクルシステムについて研究する。	生物リサイクル工学	白井 義人	若松
	エコマテリアル化学	これまで私たちは暗に無尽蔵と見なしてきた化石資源の恩恵にあずかり快適な生活を送ってきた。近年、石油をはじめとする化石資源の枯渇傾向が見えてくるに伴い、シェールガス・オイルなどの新しい資源が期待されているとはいえ、化石資源から再生可能資源への原料転換、有限の資源をより有効に利用する資源循環型社会への移行、そしてこれを着実にすすめるためのパラダイムシフトが顕在／潜在的に進んできている。この不可逆的な変化に、科学技術もまた対応していかななくてはならない。”ワンウェイの化学”から”リバーシブルの化学”へと脱皮していくためには、”循環”をキーワードに化学理論と技術を見直し再構築していく必要がある。具体的には、化石資源をもとに安定でタフなプラスチック材料を目指してきた材料化学から、複雑で不安定なバイオマスを原料にして、”必要な安定性”を確保しつつ、その不安定性を制御することで”資源循環”へと導くエコマテリアルの化学を研究している。	エコマテリアル工学	西田 治男	若松
	界面機能工学	界面機能工学分野では、分子の情報やエネルギーを「取り出す機能をもった界面（センサやエネルギー素子など）」、あるいは「情報やエネルギーを入力できる界面（化学反応場など）」の創成を行う様々な研究を推進している。その独創的な基礎研究成果は、エネルギー生産反応、生体機能の計測（バイオセンサ）、低エネルギー化学反応、有害物質分解などの応用技術に直結し、産業技術化および製品化へと繋がっている。する。これらの技術は、新エネルギー、健康管理、化学工業（グリーンケミカルエンジニアリング）、安全衛生、エコサイクルなどの分野で応用（産業化）が進んでいる。 そのような基礎研究～応用研究（製品化・実用化）に大学院生が取り組む機会があることによって、新しい学術的発見や新しい技術の創製に院生自身が係わる資するのはもちろんであるが、教育現場としての研究室活動としては、問題を見出し、問題を解決し、情報伝達・交換能力することに長けた技術者・研究者の育成に資するところが大きい。 そのような発想力豊かな工学人財の育成を目指している。 春山研究室（界面機能工学分野）の教育研究活動や成果については、その一部を本ホームページ上で紹介している。	界面機能工学	春山 哲也	若松
	生物機能分子	生体分子とナノ粒子の融合による新規機能性ナノ材料の構築およびそのセンサ素子への応用研究や、植物・昆虫由来の機能性タンパク質をベースに設計した生体分子を利用して、微生物内で高効率にタンパク質を発現する研究に着手している。	生物機能分子工学	池野 慎也	若松
	生物機能構造	タンパク質分解酵素検出試薬、ペプチドナノ構造体等の設計、合成およびその解析を行い、生体分子の機能と構造の関わりを解明する。	生物機能構造	加藤 珠樹	若松
	環境適応機能	微生物は精巧な微生物機能により、様々な過酷な環境で生き延びる術、有用な物質を造りあげる術などを兼ね備えている。そのような微生物が持つ有用な機能を工学的に応用するために、バイオフィルム形成、微生物間コミュニケーション、環境浄化などに関わる機構を遺伝子工学的かつ生物化学的な視点で解明し、その微生物機能に基づいた新規環境技術の構築を目指している。	環境適応機能	前田 憲成	若松

	生物物質循環	自然資本と持続可能性に関する教育研究を行う。	生物物質循環	脇坂 港	若松
生体適応システム	運動生理システム	外部環境への内部環境の生体適応反応を発現させることにより、生理機能の反応が増幅され、生体機能の理解が容易になる。ここでは、特に増幅器としての運動(負荷)刺激に対する生体の生理適応反応を発現させることにより、呼吸循環系および代謝的側面から生体機能に関する教育と研究を行う。	運動生理システム	平木場 浩二	飯塚(協力)
	光機能ナノ材料	光励起により様々な機能を発現する無機の半導体材料の開発とその反応機構の解明を目的に研究を行っている。例えば、環境浄化やエネルギー変換を引き起こすことができる光触媒やこれらに応用した光触媒電極、また、太陽電池などの光電変換材料などである。	光機能材料	村上 直也	戸畑(協力)
グリーンテクノロジー	マイクロ化学	ロボティクス・グリーンテクノロジーの理解を深めながら、マイクロ・ナノスケールで出現する特異な現象を適用したメカトロニクスの主要パーツであるアクチュエータ材料の設計、製作技術に関する教育と研究を実施する。 ・真空用ロボットで必要な真空軸受用固体潤滑膜の研究 ・アクチュエータの高性能化に必要な薄膜形成技術の研究 ・メカトロニクス・ロボティクス製品の環境性能向上を考慮した磁性材料の研究	マイクロ化学	佐々木 巖	連携機関1
	メカトロニクス、制御理論、制御技術応用	メカトロニクスシステムのシステム設計および実現につき、理論的および実験的に教育と研究を行う。キーワードは精密化(マイクロ～ナノメートルレベル)と高速応答化、ロバスト化である。さらに、メカトロニクスシステムが人間と協調する環境を想定し、そのためのシステム設計をハードおよびソフトの両面から教育及び研究する。	メカトロニクス	本田 英己	連携機関1
	エネルギー	地球温暖化、エネルギー問題問題に対し一次エネルギーの電力への変換、電力・水素など二次エネルギー間の変換・貯蔵のさらなる高効率化を目指し、固体酸化物形燃料電池、水素製造用高温水蒸気電解セル等の電気化学デバイスの研究を行う。	グリーンテクノロジー概論(一部担当)	嘉藤 徹	連携機関2

連携機関1:(株)安川電機

連携機関2:産業技術総合研究所

教育研究分野及び授業科目

シラバスはこちら(<https://edragon-syllabus.jimu.kyutech.ac.jp/guest/syllabuses>)から閲覧してください。

人間知能システム工学専攻

講座名	主要研究分野	主要教育研究内容	授業科目	担当教員	所在地
人間知能機械	脳型集積システム	本分野では、脳型人工知能のための情報処理モデル・電子デバイス・回路・システムの開発を目指す。特にロボットの視覚・脳型処理のためのデバイス・システムを内外の研究機関・グループと連携して開発する。また、脳神経系の機能を模倣する新しい情報処理モデルを、集積回路化を考慮して考案し、それを効率よく実行する脳型集積回路やナノ電子デバイスを設計・開発する。この過程で、基礎学問としての神経科学やナノ電子デバイスの知識を得るとともに、産業界で要望されている実践的な最新の人工知能技術、集積回路設計・デバイス作製技術・システム化技術などを習得することができる。	知能集積システム1	森江 隆	若松
	フィールドロボティクス	計算機の発展とともに、ロボットの活動範囲は工場の自動化から極限環境、サービス分野まで拡大している。社会で活躍するロボットを開発するには、ロボットの知能化や人間/ロボット共存が重要な研究課題となっている。本研究室ではフィールド実験や競技会を通じてロボットの有効性を検証し、社会に貢献できるロボットの開発を目指す。	ロボット運動学	石井 和男	若松
	知能創発ナノシステム	本分野では、生体の機能に学んだ新しい情報処理に用いるための基本的な知能創発ナノデバイスの開発・回路化による新規物性発現を目指す。特に脳型信号発生・伝達、視覚・画像認識のためのナノデバイスに注目し内外の研究機関・グループと連携し研究を行う。この過程で、基礎学問としてのメソスコピック物理学、有機・無機電気物性の知識を得るとともに、産業界で要望されている実践的な最新のナノ電気デバイス作製技術・脳型応用やその回路化技術などを習得することができる。	知能集積システム2	田中 啓文	若松
	人間機能支援システム	計算論的神経科学や生体情報工学に基づいて、(1)人間の運動の解析(人間の腕の到達運動の計測と解析)、(2)運動学習制御モデルの研究(人間の腕の到達運動のモデルの構築と計算機シミュレーション)、(3)運動学習ロボット(例えば、けん玉やテニスのサーブ等の人間の動作をうまく真似できるように見まねによる運動学習ロボット)の開発などを行う。	ロボット学習制御	宮本 弘之	若松
	人間機能代行システム	疾病や加齢によって生じる身体機能障害は、生体の感覚・運動機能および脳の働きが不十分なために生じる。ここでは、ヒトの感覚・運動機能の特性を心理物理学的手法により解析し、その特性を活かしながら、不十分な身体機能を代行・支援する方法や装置の研究開発をおこなう。	人間機能代行システム	和田 親宗	若松
	脳型計算機システム	“人間と自然なインタフェースで意思のやり取りを行い、人間のように自ら考え行動できるロボットの実現”を遠大な目的として掲げ、人間の持つ知能を工学的に実現する“脳型計算機システム”の研究開発を行う。再構成可能半導体FPGA, Many Core CPU, インターネットを複合した“ハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク複合体”により、高い演算性能と電力効率を実現する専用性と、多様な問題へ対応できる汎用性を両立するシステムを確立する。これに、生物の脳が持つ学習機能を融合することで、自ら考え、経験を積み、学習・成長する脳型計算機を模索する。さらに、人間の生活空間で人間のパートナーとして働くサービスロボットや自動運転車、人間に優しいインタフェースを提供する知的動画像処理等、多角的応用を行う。本分野へ所属した学生は、研究活動を通し、現在の高度情報化社会を支えるハード、ソフト、ネットワークに関する実践的な技術とそのシステム化に関するノウハウを習得できると共に、脳機能という21世紀最大のフロンティアを工学的な立場から切り開き応用する研究テーマへと携わることが出来る。	知能デジタル集積回路	田向 権	若松

人間知能創成	脳型高次知能システム	脳型の人工知能を実現するための学習理論を究明し、アルゴリズムとして実現することをめざす。特に、データを通して普遍的な知識を発見し、ものごとを多面的・多層的に理解する学習理論の研究に取り組む。また開発したアルゴリズムを実データ解析や可視化等に応用する。さらに、人間のコミュニケーションを解析したり、行動発達の数理モデルを構築する研究も行い、自己理解や個性が創発する知能の実現をめざす。	機械学習基礎1A, 1B	古川 徹生	若松
	人間・社会的知能システム	ヒトやシャカイを学習・適応し続けるシステムとして理解すること、またその理解に基づいた適応的な支援システムを構成すること、さらに社会に還元することを目指す。機械学習や制御など数理工学に基づいた知能ロボティクス、脳科学、スマートライフケア領域における学術研究は勿論のこと、社会実装活動も推進している。近年では、双腕ロボットを用いた着衣介助システムの研究や、強化学習エージェントによるヒトの運動学習支援研究、また筋電位信号からの五指運動意図推定などの研究が世界的に高く評価されている。	脳型学習理論A, B	柴田 智広	若松
	知能推論システム	ヒトが係るデータを解析し、解析結果をフィードバックすることで実世界へ還元するシステムを構築する。ヒトとヒトとの繋がり、ヒトとコンピュータやロボットとの繋がりにおいて必要な知的情報処理技術を確立を目指して、研究・開発を行う。	機械学習基礎2A, 2B	堀尾 恵一	若松
	脳型知能創発システム	脳のような知能的システムを創ろうとするBrain-ISコア技術の設計原理を追求する。人間の知性や創造性ともに、動機や嗜好、情動の内的過程から社会性や心身の発達を脳科学と工学の融合分野研究として行う。	脳型情報処理B	我妻 広明	若松
	感性情報処理	人間の主観的な特性を数学的・工学的にモデル化し、情報処理技術と融合させることを通じて、ヒューマンフレンドリーな情報システムをデザインする教育研究を行う。	脳型情報処理A	吉田 香	若松
	脳型動的情報システム	下等生物の神経系から高等生物の脳内まで様々な自発的神経リズムが観察され、生物の能動的情報処理機構と関係がある。この神経リズムを用いた脳内情報処理機構を、脳波実験、電気生理学実験及び計算機実験を用いて解明しながら教育と研究を行う。	脳情報神経回路システム	夏目 季代久	若松
	Team Management	1. Team Communication 2. Occupational Health Marketing 3. Team learning environment with Key Words Meeting®	チーム・マネジメント	Doosub JAHNG	若松
	数理脳情報学	神経細胞の機能的な働きを数理モデルを通して理解し、その機能を工学に応用するための教育と研究を行っている。神経細胞のカオスなどの非線形的性質の解析も行っている。	数理神経工学A, B	立野 勝巳	若松
	脳型分子感覚情報処理	外界環境の検出およびその情報伝達には、受容細胞における多様な分子動態が受容機能を発現している。外界の化学物質検出、情報処理機構を生理学的に研究し、これらの機能発現に関与する分子を遺伝子レベルで解明している。	分子感覚システム	大坪 義孝	若松
	視覚性運動制御	急速性眼球運動や手を伸ばしてボタンを押す運動に関わる脳機能の研究は、空間情報を視覚的にとらえ身体的空間情報に変換して運動を行う視覚性運動制御の研究対象として現在よく研究され、高次脳機能の中でも理解が進みつつある分野の一つである。ここでは、このような脳の視覚性運動制御機構を中心に教育と研究を行う。	視覚性運動制御機構	加藤 誠	連携機関5
	生理心理学	・レム睡眠時の眼球運動と夢見の関連に関する研究 ・眼球運動を指標とした膝状体外路系の機能に関する研究 ・機能的磁気共鳴画像による機能的相関に基づく覚醒時及び睡眠時の脳機能に関する研究	生理心理学	宮内 哲	連携機関5

ヒューマンテクノロジー	脳ダイナミクス	脳ダイナミクスは機能的な情報処理において重要な役割を果たしていると考えられる。脳ダイナミクスの計測と解析、脳情報処理の解説、さらには脳ダイナミクスの制御について、脳波、脳刺激、ブレインマシンインターフェース、統計的機械学習手法を用いて研究する。	脳活動ダイナミクスと脳情報処理	北城 圭一	連携機関6
	知識情報処理	知的システムにおけるアルゴリズム開発の基礎的方法論および応用事例研究を行う。本研究では、人類や自然が持つ「知」を学ぶことで、問題解決やコミュニケーションに役立てること、すなわち価値創造に結びつけることを重要視している。具体的には、ファジィ論理やソフトコンピューティングおよび統計解析などの基礎的内容の理解と同時に、健康や環境分野を対象として応用研究を行う。特にセンサデータ解析に基づく、指標・基準・因果関係の開発と活用方法の構築を目指す。また、人間－機械協調系における社会的知能について検討を行う。さらに、企業における研究開発のあり方について紹介、議論する。	画像センシング・知識情報処理工学	中嶋 宏	連携機関7
	画像センシング	人間の視覚にせまる画像センシング技術開発に必要な基礎的方法論および応用事例研究をおこなう。対象の反射特性や照明光などから得られる光情報から対象の位置姿勢などを正確かつ高速に抽出する方法を実用化に耐えるレベルで実現することを目指す。	画像センシング・知識情報処理工学	諏訪 正樹	連携機関7
	生物模倣型ロボット	生物の機能・能力・構造からヒントを得て工学に応用するバイオメティクスが注目を集めている。本研究室では、バイオメティクスをロボット工学に応用し、新しい移動形態、情報処理システムの研究を行う。	生物規範工学	松尾 貴之	連携機関3

連携機関3:北九州工業高等専門学校

連携機関5:独立行政法人情報通信研究機構

連携機関6:特殊法人理化学研究所

連携機関7:オムロン(株)

大学院生命体工学研究科

キ ャ ン パ ス ラ イ フ

C o n t e n t s

I. 大学の概要	1
1. 学生数・教職員数等	
2. 連携する大学・研究所等	
II. 北九州学術研究都市	6
1. 北九州学術研究都市とは	
2. 福利施設等	
3. 福利施設案内図	
III. 諸手続き	8
1. 学務系の事務組織	
2. 担当及び業務内容	
IV. 学生生活と住居	10
1. 奨学金	
2. 入学料の免除	
3. 授業料の免除	
4. アルバイトの紹介	
5. 下宿・アパート等の状況	
6. 正課中、課外活動中及び通学中の事故・傷害	
7. 授業料未納者への督促時期について	
V. 交通案内及び建物配置図	15
1. 交通案内	
2. 建物配置図	

I. 大学の概要

学生数

	学 部	大学院	合 計
学生数	4,131	1,522	5,653
女子の割合	14.1%	9.3%	12.8%
留学生の割合	0.6%	13.7%	4.1%

学 部

工学部	入学定員		収容 定員	在学生数														
	1 年次	編入 学	全学 年	1年次			2年次			3年次			4年次			計		
					女子	留学生		女子	留学生		女子	留学生		女子	留学生		女子	留学生
機械知能工学科	140	20	560	151	13		157	9	3	157	18	2	158	15	1	623	55	6
建設社会工学科	80		320	83	17		85	16		110	22	1	78	16		356	71	1
電気電子工学科	130		520	134	11	1	149	9		142	8		134	8		559	36	1
応用化学科	70		280	70	17	2	80	14		79	18		70	15		299	64	2
マテリアル工学科	60		240	61	11		67	7		62	4		68	9		258	31	
総合システム工学科	51		204	53	8		53	6		50	4		54	6		210	24	
合 計	531	20	※ 2,164	552	77	3	591	61	3	600	74	3	562	69	1	2,305	281	10

※工学部収容定員の計には編入学の40人を含む。

情報工学部	入学定員		収容定員	在学生数														
	1年次	編入学	全学年	1年次			2年次			3年次			4年次			計	女子	留学生
				女子	留学生		女子	留学生		女子	留学生		女子	留学生				
知能情報工学科	88	7	366	88	7	1	107	17		101	15		78	17	1	374	56	2
電子情報工学科	88	8	368	94	7	1	106	6		110	8	2	83	13	2	393	34	5
システム創成情報工学科	78	8	328	83	12	1	89	12		97	16	1	92	13		361	53	2
機械情報工学科	78	7	326	78	3	1	90	3		94	12		103	5	1	365	23	2
生命情報工学科	78	5	322	78	26	1	82	31		88	42		85	36	1	333	135	2
合 計	410	35	1,710	421	55	5	474	69		490	93	3	441	84	5	1,826	301	13

学部計	941	55	3,874	973	132	8	1,065	130	3	1,090	167	6	1,003	153	6	4,131	582	23
-----	-----	----	-------	-----	-----	---	-------	-----	---	-------	-----	---	-------	-----	---	-------	-----	----

(平成29.5.1現在)

大学院

大学院工学府 (博士課程)		博士前期課程											博士後期課程														
		入学定員	収容定員	在学生数									入学定員	収容定員	在学生数												
				1年次			2年次			計	女子	留学生			1年次			2年次			3年次	女子	留学生	計	女子	留学生	
				1年次	女子	留学生	2年次	女子	留学生						1年次	女子	留学生	2年次	女子	留学生							
工 学 府	機械知能工学専攻	78	156	83	6	5	88	3	8	171	9	13										6	1		6	1	
	建設社会工学専攻	39	78	35	3	8	28	6	3	63	9	11										1			1		
	電気電子工学専攻	59	118	69	1	3	62	2	1	131	3	4										3			3		
	物質工学専攻	51	102	59	8	4	58	4	2	117	12	6										1			1		
	先端機能システム工学専攻	34	68	44	3	10	50	4	11	94	7	21										5	1	1	5	1	1
	工学専攻												17	51	29	5	17	28	2	15	22	3	7	79	10	39	
合 計		261	522	290	21	30	286	19	25	576	40	55	17	51	29	5	17	28	2	15	38	5	8	95	12	40	

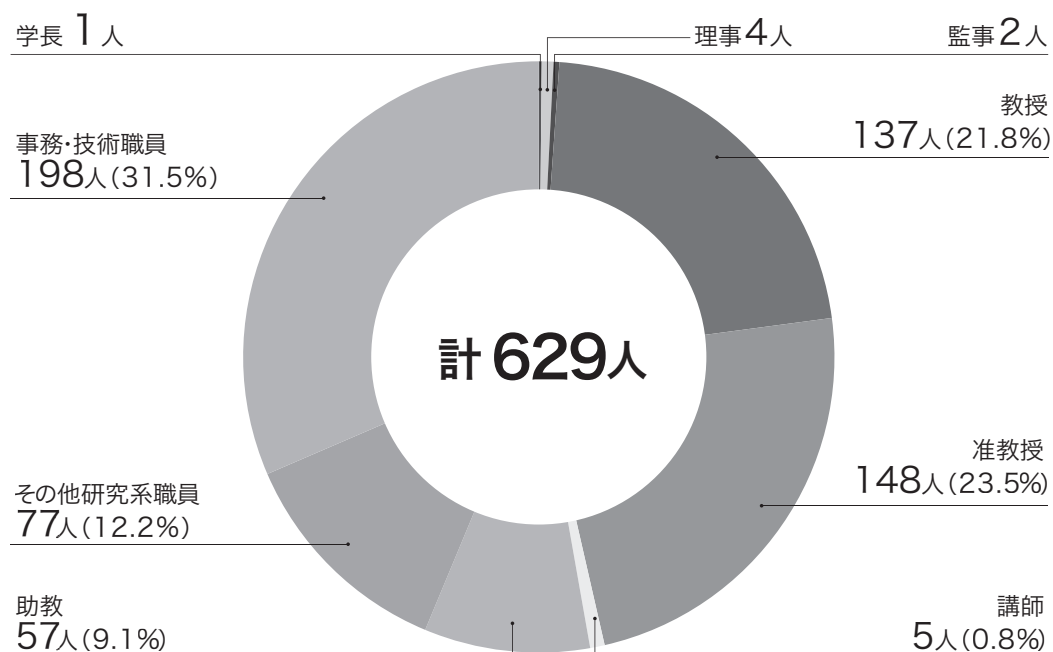
大学院情報工学府 (博士課程)		博士前期課程											博士後期課程																
		入学定員	収容定員	在学生数									入学定員	収容定員	在学生数														
				1年次			2年次			計	女子	留学生			1年次			2年次			3年次	女子	留学生	計	女子	留学生			
				1年次	女子	留学生	2年次	女子	留学生						1年次	女子	留学生	2年次	女子	留学生									
情報工学府	情報科学専攻																												
	情報システム専攻																												
	先端情報工学専攻	60	115	60	2	4	62	3	3	122	5	7																	
	学際情報工学専攻	90	175	91	11	3	89	11	5	180	22	8																	
	情報創成工学専攻	45	85	46	1	3	45	3	2	91	4	5																	
	情報工学専攻												14	42	14	4	6	15		6	12	3	5	41	7	17			
合 計		195	375	197	14	10	196	17	10	393	31	20	14	42	14	4	6	15		6	17	3	7	46	7	19			

大学院 生命体工学研究科 (博士課程)	博士前期課程												博士後期課程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	入学定員	収容定員	在学生数										入学定員	収容定員	在学生数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
									計									計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			1年次	女子	留学生	2年次	女子	留学生		1年次	女子	留学生			2年次	女子	留学生		3年次	女子	留学生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
生体機能専攻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</

大学院計	578	1,141	620	48	54	620	47	45	1,240	95	99	67	201	81	15	41	70	7	34	131	24	34	282	46	109
------	-----	-------	-----	----	----	-----	----	----	-------	----	----	----	-----	----	----	----	----	---	----	-----	----	----	-----	----	-----

(平成29.5.1現在)

職員数



区 分	学 長	理 事	監 事	教 授	准 教 授	講 師	助 教	教育 職員 合計	その他研究系職員	事務・技術系職員	総 計
役 員	1	4(3)	2(2)								7(3)(2)
大学院工学研究院				60	53		25	138	17(9)		155(9)
大学院情報工学研究院				44	47	2	17	110	13(4)		123(4)
大学院生命体工学研究科				19	17	1	4	41	24(16)	7	72(16)
教養教育院				10	15	1		26		1	27
工学部										14	14
情報工学部										14	14
戸畑・若松キャンパス技術部										39	39
飯塚キャンパス技術部										33	33
イノベーション推進機構				1	1		1	3	10(3)	1	14(3)
保健センター				1				1		4	5
情報科学センター					2		4	6			6
マイクロ化総合技術センター				2	3		1	6			6
機器分析センター					1			1			1
学習教育センター					5		2	7			7
宇宙環境技術ラボラトリー							2	2	4(1)		6(1)
先端エコフィッティング技術研究開発センター									1		1
若手研究者フロンティア研究アカデミー					1			1	5(1)		6(1)
社会ロボット具現化センター									3(1)		3(1)
監査室										2	2
事務局										77	77
学長企画室										4	4
インスティテューショナル・リサーチ室							1	1			1
安全衛生推進室					1			1		1	2
男女共同参画推進室										1	1
学生総合支援室					2			2			2
アドミッション・オフィス						1		1			1
総 計	1	4(3)	2(2)	137	148	5	57	347	77(35)	198	629(3)(37)

※() 教授兼務で内数、() 非常勤で内数。

(平成29年5月1日現在)

2.連携する大学・研究所等

連携講座

理化学研究所・脳神経科学研究センター	株式会社安川電機
理研脳神経科学研究センターは、①脳イメージング解析やオミックス解析を駆使し、ヒトをヒトたらしめる推論や内省、互惠性等のヒト脳高次認知機能解明を目指した研究、②分子、遺伝子、細胞、回路、システム、個体、社会性という脳の多階層をまたぐ、動物モデルに基づいた階層横断的な研究、③脳計測技術、ビッグデータ解析技術の開発やそれを活用したデータの蓄積を通した脳の計算原理の解明、脳型AIアルゴリズムの開発など、理論・技術が先導するデータ駆動型脳研究、④精神・神経疾患の診断・治療法開発および脳機能支援・拡張を目指した研究などを実施しています。また、我が国の脳神経科学の中核拠点のひとつとして、国内外の研究機関、大学、産業界等とも協力し、世界トップレベルの研究を展開するとともに、次世代の脳神経科学を担う人材の育成や研究成果の社会展開・還元のための取組を推進しています。	「特有の技術によって社会・公共に奉仕する」という創業の精神のもと、1915年に創立以来、電動応用、産業のオートメーションの推進、メカトロニクス創造、そしてロボット、FAとそれぞれの時代のニーズに対し特長ある技術と製品で応えながら社会の発展に貢献しています。 ACサーボモータ・制御装置、インバータ、産業用ロボット、環境・エネルギー機器、医療福祉機器など
	オムロン株式会社 「われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう」という社憲のもと、1933年に創業以来、産業のオートメーション化と共に歩み、日本をはじめ世界の製造業の発展に貢献してきました。さらに社会ニーズの多様化をいち早く感知し、社会インフラや健康の分野においても、時代を先取りした製品とサービスを提供することで、社会の進歩と発展に貢献しています。 知的システム開発の基礎と応用研究 知的画像センシングの基礎と応用研究
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人産業技術総合研究所
急速に発展する高度情報社会の中で、情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、情報、通信、電波、光など、情報通信に関する技術の研究開発を基礎から応用まで統合的な視点で推進し、大学、産業界、自治体、国内外の研究機関などと連携し、研究開発成果を広く社会へ還元し、イノベーションを創出することを目指しています。 周波数資源の開拓、次世代情報通信ネットワーク及びその利用、環境計測及び環境情報の高度利用、脳・生物情報機能に学ぶ情報通信など	産業技術総合研究所は日本の産業を支える環境・エネルギー、ライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテクノロジー・材料・製造、計測・計量標準、地質という多様な6分野の研究を行う我が国最大級の公的研究機関です。 グリッド対応次世代高耐圧半導体の研究 高耐圧電力変換装置の信頼性決定因子の基礎研究 大規模仮想電力ネットワークのハード技術

大学・研究所

公立九州歯科大学	私立産業医科大学
21世紀の歯科医療を担う人間性豊かな有能な歯科医師ならびに歯科医学者の要請を目指して、内容の充実と関連科目の有機的な連携を図った効率的な6年生一貫教育が行われています。 歯学部（歯学科、口腔保健学科）、大学院、附属病院	産業医学及び産業保健に関する特色ある教育・研究を実施し、有能な産業医及び産業保健従事者を数多く社会に輩出するとともに、関連分野に関する研究を進め、また地域において医療に関する中核的役割を担ってきています。 医学部、産業保健学部、大学院、産業生態科学研究所、大学病院、産業医実務研修センターなど
公立北九州市立大学 国際環境工学部	私立早稲田大学 情報生産システム研究科
国際環境工学部、大学院国際環境工学研究科は、環境に配慮した持続可能で豊かな産業都市を目指すべく、地域の期待を集めて開設されました。本学では、これに応えるべく、優れた人材の育成と世界水準の技術開発を推進し、地域産業の活性化や市民生活の向上に貢献することを目指します。 【国際環境工学部】エネルギー循環化学科・機械システム工学科・情報メディア工学科・建築デザイン学科・環境生命工学科 【大学院国際環境工学研究科】環境工学専攻・情報工学専攻・環境システム専攻	2003年に北九州学術研究都市に設立された早稲田大学大学院情報生産システム研究科(以下、IPS)は、学生全体の約8割を留学生が占める国際性豊かな環境で、有用な技術力と世界基準のコミュニケーション能力を育むことができる大学院です。情報アーキテクチャ・生産システム・集積システムの3つの研究分野で構成され、企業出身の教員も数多く、豊富な実績、多彩なバックグラウンド、広い人脈を最大限に活かした教育・研究を実施しています。積み重ねてきた技術と研究推進力、地域に脈々と受け継がれるモノづくり文化を効果的に融合・発信する世界トップレベルの教育研究機関を、IPSは目指します。

Ⅱ．北九州学術研究都市

1.北九州学術研究都市とは

● 北九州市が地域の発展を目指して進めている重要なプロジェクトの一つで、先端科学技術分野の教育研究機関を集積し、相互の交流と競争により、学際的で高度な教育・研究開発を行うことを目指しています。

また、産業界との連携を積極的に進める機能を充実することにより、産業技術の高度化と新たな産業の創出を図って、アジアの学術・研究拠点を目指しています。

● 事業は、北九州市若松区と八幡西区にまたがる地域約335haを整備し、その第1期事業地域約121haの中の約35haを大学ゾーンとして位置づけ、国・公・私の設置基盤の異なる大学や研究機関をオープンな同一キャンパスの中に集積し、連携を促進します。

それぞれの機関は、自己責任と負担において教育研究を行いながら、共通の理念と方針のもとに相互の協力を進めていきます。なお、図書館、体育館、会議場などの施設設備を共同利用することとしています。

2.福利施設等

北九州学術研究都市内の生命体工学研究科近辺には、次のような施設が設置されています。

(1) 福利施設

- 職員・学生食堂（260席）
- 売店
- コインランドリー
- クリーニング取次店
- C D（A T M）

(2) 共同利用施設

- 学術情報センター（図書館、情報処理施設）
- 会議場
- 産学連携センター
- 体育館

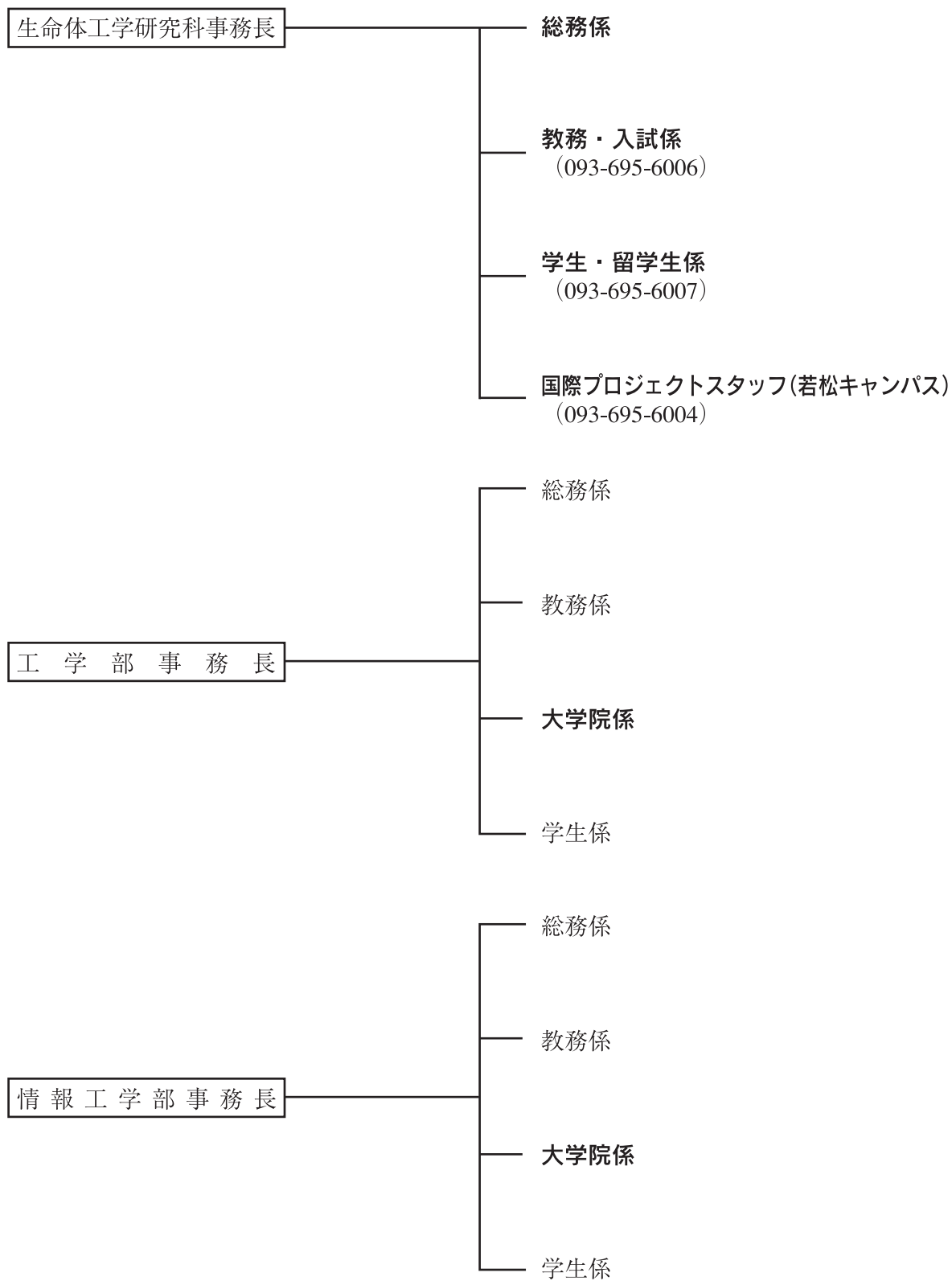
3. 福利施設案内図



Ⅲ. 諸手続き

1.学務系の事務組織

太字の係は、生命体工学研究科の学生と特に関連の深い係です。



2.担当及び業務内容

生命体工学研究科のほか、皆さんのお世話をする窓口に、学務部（戸畑キャンパス）があります。

なお、各係の担当は下記のとおりとなっています。

【1】生命体工学研究科（若松キャンパス）

教務・入試係

- 生命体工学研究科学生に係る教務、入試など修学面を担当

学生・留学生係

- 生命体工学研究科学生に係る生活指導や、奨学金及び授業料免除など学生支援面を担当

国際プロジェクトスタッフ（若松キャンパス）

- 生命体工学研究科学生に係る海外派遣や、留学生支援など国際関係を担当

【2】学務部（戸畑キャンパス）

①学務課	教育企画係
	教育支援係
	学生支援係
	キャリア教育・就職支援係
②国際課	国際交流推進係
	留学生支援係
③入試課	入試企画係
	入試実施係

IV. 学生生活と住居

1. 奨学金

日本学生支援機構の奨学金を主とし、地方公共団体及び民間育英団体の奨学金があります。

①日本学生支援機構奨学金

奨学生の募集は、原則として年1回（春期のみ）行っています。

◆貸与月額

【第一種奨学金】（無利子）

○博士前期課程 50,000 円, 88,000 円（自宅・自宅外の区分なし）の中から選択

○博士後期課程 80,000 円, 122,000 円（自宅・自宅外の区分なし）の中から選択

【第二種奨学金】（有利子）

○博士前期・後期課程 5 万円, 8 万円, 10 万円, 13 万円, 15 万円の中から選択

【入学時特別増額貸与奨学金】（有利子）

○博士前期・後期課程 10 万円, 20 万円, 30 万円, 40 万円, 50 万円の中から選択

（第一学年のみ、日本政策金融公庫の国の教育ローンを利用できなかったことが条件となります。）

◆緊急・応急採用

主たる家計支持者の失職・死亡、被災等によって家計が急変し、修学に困難が生じた場合、申請することができます。

このような場合は、速やかに学生・留学生係までご相談ください。

◆人的保証制度と機関保証制度

奨学金の貸与にあたって、連帯保証人及び保証人を選任する人的保証制度と、一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けられる機関保証制度があります。申込時に人的保証または機関保証のどちらかを選択することになります。

なお、人的保証を選択した場合、返還誓約書作成時には、連帯保証人に加えて、原則として4親等以内で別生計、65歳未満の方を保証人として選任するようになりますので、最初から連帯保証人及び保証人を立てることができないと思われる方は機関保証制度で申込をしてください。

◆以前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていたみなさんへ

高校・高専・大学在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方で在学中の返還猶予を希望する方は、入学後、スカラネット・パーソナルにより手続きをお願いします。

URL : <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

◆適格認定（継続手続）

貸与期間中は、毎年1回適格認定（スカラネット・パーソナルによる継続手続）をしなければなりません。毎年12月末頃から「継続願」の配布を行いますので各自で必ず受取ってください。学校では学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。

この「継続願」を提出しないと、奨学金が廃止となるので注意してください。

◆異動等届出

奨学生に休学・退学・転学・辞退・死亡等の異動が生じた場合は、ただちに所定の様式によって届け出なければなりません。また、月額変更、改氏名、口座変更、連帯保証人及び保証人変更、連帯保証人及び保証人転居などについても届け出なければなりません。

異動が予定されているときまたは異動があったときは、速やかに学生・留学生係へ届け出てください。

◆奨学金の返還

日本学生支援機構の奨学金は貸与であり、貸与終了後には返還の義務があります。この返還金は新たな奨学生へ貸与する奨学金の財源となりますので、定められた期間内に必ず返還しなければなりません。返還は、貸与金額に応じて定められた金額を月賦等により返還することになります。

貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」と「返還のてびき」を配付します。内容を確認の上、定められた期限までに手続きをしてください。

なお、各キャンパスで毎年12月頃に返還説明会を行いますので、掲示を見逃さないように注意してください。

【大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者の返還免除について】

大学院第一種奨学金採用者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合、奨学金の全部又は一部の返還が免除されます。

本学でも、「九州工業大学における日本学生支援機構大学院第一種奨学金の返還免除候補者選考に関する規程」に基づき、候補者を選考の上、日本学生支援機構に推薦します。

②地方公共団体

北九州市奨学資金 45,000 円/月

③民間育英団体

旭硝子奨学金 40,000 円/月、日揮・実吉奨学金 25,000 円/月、大阪造船所奨学会 30,000 円/月、三井金型振興財団 50,000 円/月、日鉄鉱業奨学会 30,000 円/月等の奨学金があります。これらの奨学金については募集があり次第、掲示で周知します。

2. 入学料の免除

大学院に入学する者で、次のいずれかに該当する場合に入学料免除の対象となります。

- (1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 記(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める場合
- (4) 強い社会的要請があり、特段の配慮が必要であると学長が認める場合

入学料の免除を希望する者は、入学手続きの際に入学料免除願の交付を受け、必要書類を整えたうえ、指定された期日までに学生・留学生係へ提出してください。

・入学料免除願を受理された者は、免除の許可・不許可が決定されるまでの間は、入学料の納付を猶予します。

・選考の結果、不許可または半額免除の決定がなされた場合は、その決定後大学があらためて指示する期限までに入学料（半額免除の場合は半額）を納付してください。

3. 授業料の免除

大学院に入学・在学する者で、次のいずれかに該当する場合に授業料免除の対象となります。

(1) 経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 記(1)以外の者であって、授業料の各期の納期前6ヶ月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）に学資負担者が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

(3) 記(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める場合

(4) 強い社会的要請があり、特段の配慮が必要であると学長が認める場合

ただし、進級できなかった者、又は修業年限を超えて在学している者（病気、留学など特別な事情があると認められる場合を除く）は、(1)～(4)のいずれに該当しても免除の対象となりません。

授業料の免除を希望する者は、新入学生は入学手続きの際、在学学生は説明会時に授業料免除願の交付を受け、必要書類を整えたうえ、指定された期日までに学生・留学生係へ提出してください。

・授業料免除願を受理された者は、免除の許可・不許可が決定されるまでの間は、授業料の納付を猶予します。

・選考の結果、不許可または半額免除の決定がなされた場合は、その決定後大学があらためて指示する期限までに授業料（半額免除の場合は半額）を納付してください。

4. アルバイトについて

応募方法

◆家庭教師、塾講師、一般アルバイトの紹介は、「学生アルバイト情報ネットワーク」で紹介します。

アクセス方法

URL : <https://www.aines.net/kyutech/> パソコン・携帯電話で、九州工業大学アルバイト紹介システムにアクセスしてください。大学のホームページからもリンクされています。

注意事項

- ◆学業や健康に支障がないように注意願います。労働条件（内容・形態・時間・アクセス等）をしっかりと確認してください。
- ◆アルバイトをする場合は、モラルやマナーを守ってください。
- ◆雇用計画内容に対する疑問やトラブル等が発生した場合は、速やかにネットワーク運営事務局まで申し出てください。
- ◆留学生のアルバイトについては、「資格外活動許可」を受ける必要があります。

5. 下宿・アパート等の状況

生命体工学研究科があるひびきの・折尾地区では、徒歩または自転車通学圏内（約 10～20 分）に位置する物件が多数あります。

- | | |
|---------|--|
| ①家賃等 | 家賃 月額 25,000 円～45,000 円程度
共益費 月額 2,000 円～3,000 円程度（家賃に含まれる場合がある。） |
| ②敷金 | 家賃の 3 ヶ月分（概ね 1 ヶ月分は退居時に返還され、2 ヶ月分は補修費にあてられる。） |
| ③手数料 | 家賃の 1 ヶ月分 |
| ④問い合わせ先 | 学生・留学生係または北九州市立大学生生活協同組合ひびきの店
(Tel093-695-3140) |

6. 正課中、課外活動中及び通学中の事故・傷害

学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）

この保険制度は、公益財団法人日本国際教育支援協会が保険契約者となり、大学の正課中、学校の主催行事中、課外活動中、学校施設内における休憩中及び通学中、学校施設等相互間の移動中に被った災害、傷害に対し、被害救済の措置として昭和 51 年度に創設されたものです。詳細については、保険のしおりを参照するか学生・留学生係へ問い合わせてください。保険料は、入学時の諸納金に含んでいますが、修業年限を超えて在学する学生は、保険期間切れとなりますので、改めて学生・留学生係で加入してください。

学研災付帯賠償責任保険

A コース：学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

この保険は、学生が正課中、学校行事中、ボランティアクラブ等での課外活動及びその活動を行うための往復途中で、学生の被る種々の賠償責任事故に対する被害救済のための賠償責任保険制度です。インターンシップに行く前に、学生・留学生係で必ず加入してください。

詳細については、学生・留学生係へ問い合わせてください。

学研災付帯海外留学保険

本学が旅費等を補助する海外派遣プログラム及び海外での学会等に参加する学生には、学研災付帯海外留学保険への加入を義務付けています。

詳細については、国際プロジェクトスタッフへ問い合わせてください。

7. 授業料未納者への督促時期について

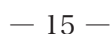
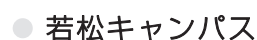
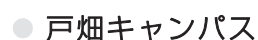
区分	督促の種類	督促月日	督促方法
前期分	掲 示	5月1日（第1回）	対象は、5月1日現在の未納学生で、学内掲示による。
	督促状	7月4日（第2回）	対象は、7月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。
	督促状	9月1日（第3回）	対象は、9月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。
後期分	掲 示	11月1日（第1回）	対象は、11月1日現在の未納学生で、学内掲示による。
	督促状	1月4日（第2回）	対象は、1月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。
	督促状	3月1日（第3回）	対象は、3月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。

※1 授業料免除申請者で不許可または半額免除になった者の督促については、別途学内掲示等により行います。

※2 督促月日が休日の場合は、休み明けの平日となります。

※3 授業料が納入されない場合は、九州工業大学学則第29条第1号または第68条第1号の規定により、除籍の手続きを進めることになります。

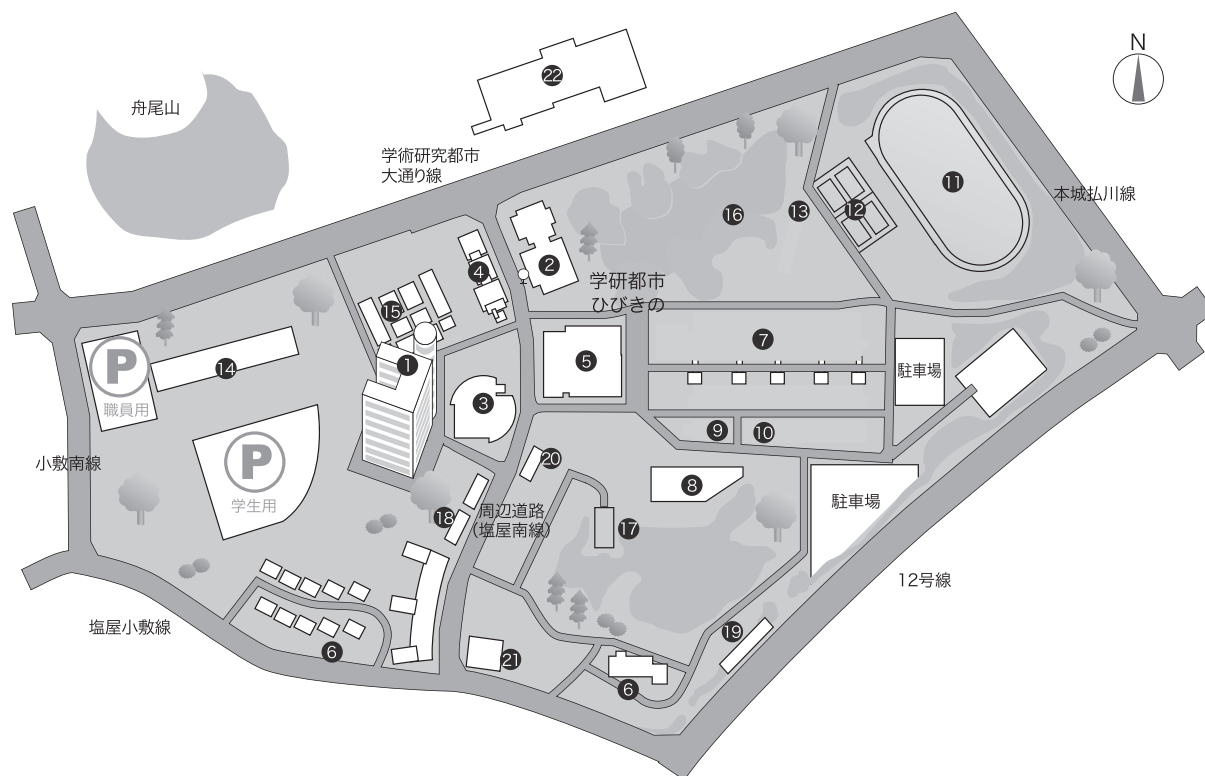
1. 交通案内



2.建物配置図

若松キャンパス

大学院生命体工学研究科



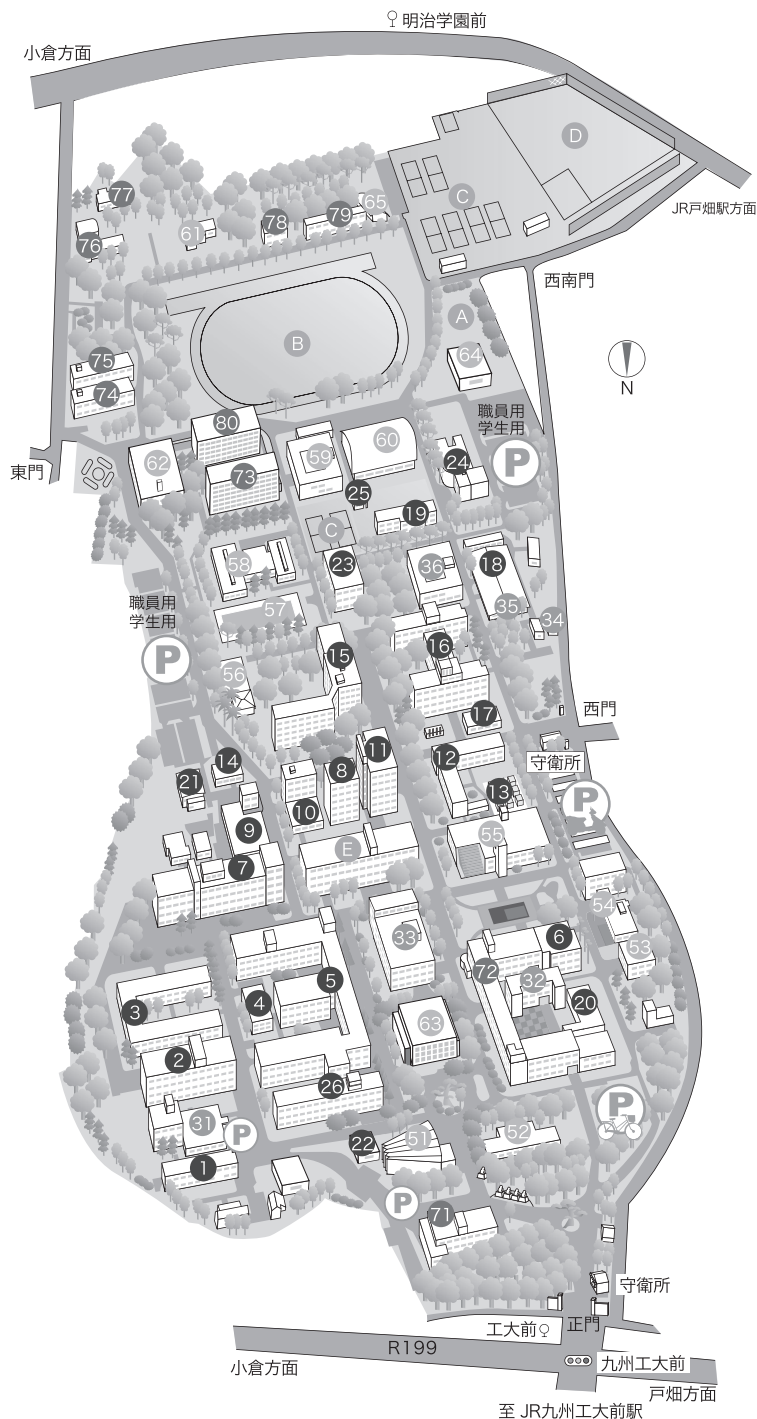
1. 九州工業大学大学院生命体工学研究科
2. 学術情報センター(図書館・情報処理施設)
3. 会議場
4. 産学連携センター
5. 体育館
6. 教員宿舎
7. 北九州市立大学 国際環境工学部 校舎棟
8. 環境エネルギーセンター
9. 計測・分析センター
10. 実験・実習工場
11. 運動場

12. テニスコート
13. クラブ棟
14. 早稲田大学大学院
15. 早稲田大学情報生産システム研究センター
16. 花村池
17. 配水池
18. 情報技術高度化センター
19. 学術研究都市留学生宿舎
20. 共同研究開発センター
21. 事業化支援センター
22. 技術開発交流センター

戸畑キャンパス

工学部／大学院工学府

1. 教育研究2号棟
2. 教育研究3号棟
3. 教育研究4号棟
4. 実験1号棟
5. 教育研究1号棟
6. 総合教育棟
7. 教育研究5号棟
8. 教育研究6号棟
9. 実習工場A棟
10. 教育研究10号棟
11. 教育研究9号棟
12. 教育研究7号棟
13. グリーンキューブプロジェクト実験棟
14. 実習工場B棟
15. 総合研究1号棟
16. 教育研究8号棟
17. 実験3号棟
18. 省資源開発実験室
19. 超高速衝突実験室
20. 情報学習プラザ
21. 製図講義棟
22. インタラクティブ学習棟「MILAiS(ミライズ)」
23. 総合研究2号棟
24. 総合研究3号棟
25. 風洞実験棟
26. 未来型インタラクティブ教育棟
31. コラボ教育支援棟1F理数教育支援センター
2・3Fイノベーション推進機構
32. 学生支援プラザ 1F 工学部キャリアセンター
2F 大学歴史資料室(明専アーカイブ)
33. 附属図書館
34. 廃液分析棟
35. 廃液管理棟
36. 機器分析センター
51. 記念講堂
52. 鳳龍会館
53. 保健センター
54. 大学会館
55. 福利施設
56. 弓道場
57. プール
58. 武道場
59. 課外活動施設
60. 体育館
61. 仙水荘(教職員宿泊施設)
62. ものづくり工房
63. 百周年中村記念館
64. 櫛山館(しょうざんかん)
65. 自動車部車庫
71. 本部棟
72. 総合教育棟
73. 明専寮
74. 職員宿舎第1
75. 職員宿舎第2
76. 国際交流会館A棟
77. 国際交流会館B棟
78. 外国人教師宿舎
79. 職員宿舎第3
80. 国際研修館
- A. 多目的広場
- B. 運動場
- C. テニスコート
- D. 野球場
- E. 共用2号棟



飯塚キャンパス

情報工学部／大学院情報工学府

1. 正門
2. 研究管理棟
3. 共通教育研究棟
4. インキューベーション施設
5. 情報科学センター
6. 学生談話室「オアシス」
7. 総合研究棟
8. 研究棟
9. 研究棟サテライト1
10. 実習棟
11. マイクロ化総合技術センター
12. 附属図書館
13. ラーニングcommons
14. 飯塚サイエンスギャラリー
15. 大講義棟
16. 講義棟
17. インタラクティブ学習棟「MILAiS(ミライズ)」
18. グローバルコミュニケーションラウンジ
19. キャリアセンター
20. 福祉施設 食堂・売店等)
21. ラーニングアゴラ棟
22. 課外活動施設
23. プール
24. 体育館
25. 野球場
26. 多目的グラウンド
27. 体育器具庫
28. テニスコート
29. テニス器具庫
30. 国際交流会館
31. スチューデントレジデンス
32. 職員宿舎

